

# 令和5年足寄町予算審査特別委員会議事録（第2号）

令和5年3月16日（木曜日）

## ◎出席委員（11名）

1番	多治見 亮 一 君	2番	高 道 洋 子 君
3番	進 藤 晴 子 君	4番	榊 原 深 雪 君
5番	田 利 正 文 君	7番	高 橋 健 一 君
8番	川 上 修 一 君	9番	高 橋 秀 樹 君
10番	二 川 靖 君	11番	木 村 明 雄 君
12番	井 脇 昌 美 君		

## ◎欠席委員（0名）

## ◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

## ◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	松 野 孝 君
福 祉 課 長	保 多 紀 江 君
住 民 課 長	金 澤 真 澄 君
経 済 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	増 田 徹 君
国民健康保険病院事務長	川 島 英 明 君
会 計 管 理 者	伊 藤 啓 二 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

## ◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

## ◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 田 弘 幸 君
-------------------	-----------

## ◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	横 田 晋 一 君
事 務 局 次 長	野 田 誠 君
総 務 担 当 主 査	中 鉢 武 志 君

◎議事日程

日程第 1 議案第 29 号 令和 5 年度足寄町一般会計予算

午前10時04分 開議

◎ 開議宣告

○委員長（高道洋子君） ただいまから、予算審査特別委員会を再開いたします。

令和5年度の大事な予算審議でございますので、活発な論議をよろしくお願ひしたいと思います。

予算審議の進め方について、説明をいたします。

一般会計と特別会計は、歳出の目で進め、質疑が終了した後、歳出の総括質疑を行います。

歳入においては、歳入の項で進め、質疑が終了した後、歳入の総括質疑を行います。

第2条以降がある場合は、それぞれの質疑を受け、終了後、全体の総括質疑を行います。

企業会計については、収益的支出の目から進め、次に収益的収入の一括を、次に資本的収入及び支出一括で審議を行い、次に総括質疑を行います。

第2条以降がある場合は、一般会計、特別会計と同様、それぞれの質疑を受け、終了後、全体の総括質疑を行います。

◎ 議案第29号

○委員長（高道洋子君） これから、議案第29号令和5年度足寄町一般会計予算の件を議題といたします。

提出議案につきましては、既に説明を受けておりますので、これから質疑に入ります。

46ページをお開きください。

歳出から進めます。

目で進めます。

第1款議会費、第1項1目議会費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 48ページ、第2款総務費に入ります。

第1項総務管理費の1目一般管理費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 52ページ、2目基金積立金。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目会計管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目財政管理費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目文書広報費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目交通安全対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 7目庁舎管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 60ページ、8目財産管理費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 9目車両管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 10目公平委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 11目特別職報酬等審議会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 12目功労者表彰費。

4番。

○4番（榊原深雪君） 功労者等の記念品なのですが、何名分を御用意されているのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 功労者表彰費

の関係の記念品等につきましては、大体毎年5名分を計上してございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（榊原深雪君） この記念品なのですが、どのようなものをどのぐらい年数、差し上げているのかどうか、お願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

記念品につきましては、大体毎年つぼをお渡ししております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ずっときつとつぼだったと思いますが、頂いた方はもちろん記念のものでありがたいとは思っていらっしゃると思うのですが、置き場所がない、使うことがないということをお耳に挟んでいるのですね。皆さんそうだと思いますけれども、人に物をあげるときには、相手の方が喜んでいただけるかどうかということを考えながらあげると思うのですよね。だから、そこのところをもっと考慮していただいて、今年度は中身のことをもう少し検討していただきたいなと思っております。いかがでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 今後、そういう頂いた方の直接の御意見だと思いますので、令和5年度以降につきましては総務課内で協議するとともに、例えば受賞者の方にお聞きして希望のお品をお渡しすることも一つの考え方だと思いますので、今後検討をさせていただきます。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（榊原深雪君） ただいまの総務課長からもありましたけれども、やはり受賞される方の御希望なども聞いても別に手間

暇かかりませんので、そういった御希望に沿ったものを差し上げるように今後とも検討していただければありがたいなと思っております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） では、次に行きます。

13目自治振興費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 14目企画振興費、質疑はありませんか。

7番。

○7番（高橋健一君） お聞きします。

予算書は67ページ、ふるさと足寄応援基金積立金とふるさと足寄応援寄附推進事業、この二つについてお尋ねいたします。

昨日の川上議員の続きと考えていただければいいと思います。

昨日の川上議員の質問、また重なるのですけれども、去年は1億円を目標にしてふるさと納税を考えていたそうですけれども、残念ながら6,000万円に落ちてしまったと。それは農協さんのチーズ工場の閉鎖が主な原因だということだったので、今年も8,000万円を目標に掲げられています。そこで、チーズ工場また再開されたということなので、どのような再開されたのか。また、どういうふうな形でチーズが供給されるのか、ちょっとお尋ねします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

新たなチーズ工房につきましては、これまでの農協の生産量をすぐに戻せるわけではないということと、農協で12月以前に作ったものを商品を引き継いでいる部分もございまして、今本当にスモールスタートで始めるということでありまして、あとふるさと納税の商品でいえば、いろいろバラエティーに富んだ商品でいろいろと工程も非常に手間もかかっていたということな

ので、なるべく製造の手間をまずはかけないで、徐々に徐々に本当にスモールスタートから始めるというお話を聞いています。

これまでの町内でいえば、引き続きセブンイレブンですとか、そういうところでも納品されているようですし、徐々に本当に今あるものというのは、多分今出荷しているものというのは農協が作っていたものでございまして、それから今新たにこれから作るというところであれば、できればふるさと納税なり町内、例えば観光協会ですとか、そういうところで十分に商品を生産できるようにお願いして、行く行くは需要に合った供給ができるようにというところをお願いはしていますけれども、ふるさと納税のポータルサイトでも再開したばかりでして、まだ全然一回冷え込んだニーズにはなかなか追いつかないですし、まだ年度の2月、3月なので、ふるさと納税についても需要がまだ申込みが皆さんされてないというところもございまして。

本当に手探りの状態にはなっていますが、町としてはぜひふるさと納税を本当に主力として、そちらが本当にお店に卸すよりもふるさと納税のほうが定価で買取りをしますので、そちらのほうが利幅も大きいということで、ぜひこちらをメインに頑張りたいというお話はしています。なので、実際、では今までの納入、農協と同じような供給はできるかというところ、そこまではまだ全然行かないところですので、徐々に徐々にというところで、数値目標というのはまだ今のところないということで、現状については明確なお答えはできないのですが、以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） チーズ工房というのは今どこで、行われているのか、これから行われるのか、どこでやることになっていますか。

○委員長（高道洋子君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

引き続き、紅葉橋、中矢のチーズ工場を引き続きそちらで、今まで働いていた方、工場長は役員として通いなり、製造の品質管理なりをしていただくということで、今まで働いていた、主で働いていた方が引き続きそこで、チーズ工場で働くというか、そこでチーズを作っています。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） ということは、まだ安定的な供給は担保されていないということですね。ということになると、8,000万円の目標はかなり夢物語のような気もするのですが、その代わりといたしまして、昨日川上議員が質問されたように、ありがとう牧場さんですか、チーズだけでなく今度はバターも作っていただけると。それから座間屋さんのコーヒー、コーヒー豆というのがありましたけれども、この2つの部分は確実に供給されるのか、安定的な供給がなされるのか、その辺をちょっとお尋ねしたい。

それから、また新たな何か戦略というか、新たな返礼品開発とか、そういうことは考えてないのか、よろしく願いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 昨日、川上議員の御質問の中で、座間屋さんのドリップバッグのコーヒーと、それからバターですか、をお答えいたしましたけれども、どちらも規模は大きな法人なり会社なり団体ではございませんので、どれだけの出荷量ができるかというのはまだ正直不明な点がございまして。

あと、確実に両者とも商品化はされるようではございますけれども、どれだけの規模の数量が供給できるかというのはまだ正直判明していないところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） 何か全てふるさと納税に関しては手探り状態で、なかなか安定的な供給は担保されていないようなので、何とか皆様知恵を出し合って、ふるさと納税を伸ばしていただきたいと思います。

この前の新聞にも出てましたけれども、ほかの町村すごく頑張っていて、上士幌などを見ると、すごいですね、十何億円とかいう数が出ています。ぜひ伸ばしていただきたい。

もう一つですけれども、この前の新聞に出ていたのだけでも、経費の問題ですよ。非常にふるさと納税、せつかくふるさと納税頂いても、送料がたかさんかかって元が取れないと、そういう悲鳴が上がってますけれども、これもしも経費が5割を超えてしまったりすると差止めとかそういうものを国から食らうのですかね、これ、どうなのでしょう、素朴な疑問ですけれども。足寄は何か5割を抑えているのですけれども、ほかの町村5割を超えているところもあって、どこでしたかね、更別、違うかな、送料だけで寄附額18%に当たる約2億5,054万円か、これ中札内ですね。送料が2億円を超えるって何かふるさと納税やっても、ばからしくてやってられないなんてそんな気になりますけれども、これはどういうことになっているのでしょうか。お願いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 北海道の地域は東京とかと比べて、どうしても送料が占める割合が多くなるというのは事実でございます。

足寄町の場合、新聞にも出ておりましたけれども、47%ということで、経費の割合ですね、以内になっておりますけれども、超えた場合は当然総務省の毎年報告しておりますので、経費の割合等は。当然率

を超えた場合は総務省から指導が入って、どのように減らすのかということをお知らせしなければならぬということで、ある程度の警告的なことはあるかと思っております。それが守れなければ、当然自治体としては総務省の指導に従うということになりますので、基本的には、それでその率が守らなければ当然ふるさと納税の指定団体から次年度以降取消しをされるということもあり得るかと思っております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） 分かりました。どうもありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） ほかに、14目企画振興費。

川上議員。

○8番（川上修一君） ふるさと納税の関連で質問させていただきます。

やっぱり今高橋議員が他町村ではいっぱい納税額上げているというところもあるよということなのですから、やっぱり違いは返礼品の数かなと、まずメニューが多い。それからやっぱり正直言って肉ですか、アイスですか、目玉となるものがあるかないかということが差になってくるのではないかなと自分も感じているのです。それで、町としてもいろいろ返礼品は業者さんに当たってくれてはいると思うのですけれども、なかなか目玉となるものがないかなと私は思っています。

それで、先ほど副町長の答弁の中で、新たなチーズ工房、今まで農協がやっていたいろいろなメニューでなくて、なるだけ手間のかからないという答弁だったので、またふるさと納税のサイトには出したのですよね。それは今まで農協が載せていたチーズのセットとは違う形で載せたということなのでしょう。ちょっとお伺いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 今まず始めたの

は、最も人気のあった詰め合わせセットをやって、あといろいろなバリエーション、これまではやって、あと年に何回の定期便とかというのもあったのですが、まずは人気商品の詰め合わせをアップしているところがございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 川上委員。

○8番（川上修一君） 分かりました。

その発想すばらしいと思うのですね。やっぱり製造量がどうしても前と比べて落ちると思うので、副町長おっしゃるように、ある程度製品を絞って、そして納税の要望が来たとき断らなくてもいいように体制取るというのはいい考えだと私も思います。

あとそれから、これ新聞で読んだのですが、池田町の例なのですけれども、一時、数字が間違っていたらごめんなさい、7億円ぐらいあったのが落ち込んだとなっていたのですね。それでそれを回復するのに、地域おこし協力隊の方を専門に充てて、SNSだか何だか分からないですが、そういった若者が見るようなサイトにアップして、そういうことをやって、また1億5,000万円ぐらい回復させたという記事を見ました。

何というかな、ポータルサイト四つに載せるのもそれはそれで結構なのですけれども、今後ふるさと納税をもし増やそうというお考えがあったとして、今私が言った新たな発想ですか、サイトに任すだけでなく、そういった地域おこし協力隊とかを配属させて、積極的にPRするというような考えはお持ちでしょうか、どうでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） お答えさせていただきます。

川上議員のおっしゃるとおりの考えというのは、以前からも町としてはそういうのをやらなければいけないよねと。それは町

全てのPRという部分でいえば、行政の施策全般についてでもそうですし、観光のPRでもそうですし、特にお金に結びつくふるさと納税は本当にコマースとしてやる価値は十分にあると思っています。

なかなかSNSで頻繁に町の職員がやるという、本当になかなか更新も仕事の片手間でやるというようなどころであったり、なかなか情報が新鮮さがなくなるところもありますので、少しずつインスタとかでやらなくてはいけないなというところがございます。

今地域おこし協力隊で観光協会勤務していただいている方ですとか、あとびびっどコラボレーションで働いている方でも、観光協会に働いている方はラジオなりメディアで以前働いていたということで、ちょっと話がそれますが、足寄物語ということで、サイトでいろいろな足寄の売れるところというのをいろいろ紹介していただいていますので、そういうところでも紹介していただくですとか、あとびびっどでいえば、動画の制作のプロの方が今来ていただいて、少しずつ動画のサイトを広げていただいていますので、そういうところからもコマースというのを広げていかなければいけないなと思っています。

今コロナでなかなか地域おこし協力隊も、こんなのできるよねと提案は頂いているのですけれども、なかなか能力というかそういうことをやれる人はいるのですけれども、それが情報がなかなか結びつかなくなったりしているところがあるので、こういうのをぜひ連携してやってもらえないかというのを町のほうで仕掛けをしなくてはいけないなというところはございます。

とはいえ、コマースをしても商品が供給できるか、安定供給ができるかというところも非常に大切ですので、売れる物がある商品のコマースだと思いますので、そこら辺も踏まえた中で、やはり関係者がきちんと課題なり、どういうことを

進めたらいいかというのを情報共有して、新たな展開というのを、議員さんおっしゃるとおりの行動に結びつけばいいかなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 川上委員。

○8番（川上修一君） ぜひそういった方向で検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（高道洋子君） ほかに、企画振興費ありますか。

3番進藤委員。

○3番（進藤晴子君） 予算書は同じく67ページ、説明資料の中で11ページのほう御覧になってください。

ここの中で、結婚新生活支援事業補助金、大変うれしい事業でございまして、これを頂いた方は大変うれしく思っています。

令和4年の実績といたしますか、何件ぐらいこれをもった方がいらっしゃるのか教えてください。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 令和4年度の実績でございますが、現在1名、1世帯の方だけでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 1名ですね、分かりました。

それともう一つ、補助の上限額が29歳以下と30歳以上に分かれております。それぞれ60万円、そして30万円と分かれてますが、この理由を教えてください。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） こちらの事業につきましては、補助金も入っております、そちらのほうの補助の基準がこのような年齢になってございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。補助金でもう決まっているということですね、これは。そうですか。

個人的には言わせてもらおうと、この60万円と30万円は幅が開き過ぎているのではないかなど。確かに若い方のほうが給料も少ないですし、そういうことで金額の差があつて当然だと思うのですが、もうちょっと段階的に分けてもらいたいという個人的な意見でございますが、決まっているのならばいいですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

ほかに、企画振興費。

5番田利委員。

○5番（田利正文君） 同じ67ページの地域活性化推進事業の説明資料では9ページ、住環境・店舗等整備補助金です。

前年度よりがっかり落ちています。そして、リフォームには全く使えなくて、ここで書いているのは、老朽危険空き家などの除去に5戸だけになっていますね。当初予算だからしょうがないということなのかもしれないけれども、リフォームする要望というか、それは減ってきているという現状があるのでしょうか。そんなところをちょっと全体像を教えてください。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 今回住環境・店舗等整備補助金250万円を計上させていただいておりますが、今田利議員おっしゃったように、今回骨格予算でございますので、今回除却の費用のみ250万円のみを計上させていただいたところでございます。

あとリフォームだとか、補助金のいろいろほかにも補助をする内容でございますけれ

ども、令和3年度と比較して若干減少傾向にはございますけれども、そんな大幅に減っているという感じではございません。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） ということは、これまでどおりの住環境・店舗等整備補助金の補助する項目ありましたよね。その項目は必要要望があれば補正予算組まれて使えるというふうに言ってしまうといいのですね、使えないということではなくて。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 当然、6月以降統一地方選挙終わった後に補正予算を要求させていただきますので、その際担当のほうから予算要求額が出てくるに当たって、あとは新町長と副町長が査定をした上で金額が決まってしまうので、まだ今の時点で決定ということではございません。ただ、要求につきましては、担当から必ず上がってくる補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 5番、よろしいですか。

企画振興費、ほかにありませんか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 今の関連と申しますか、というところで、今回この除却費用なのですけれども、前年かな、前々年かな、推移はどのようになっているのか。大分これは使用されているのでしょうか。結構要項が厳しいように思えるのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 除却の関係につきましては、令和4年度の実績でございますけれども、現在のところ、11件の申請がございまして補助をしております。

あと実際の予算的には、補助をもらえる件数、額は超えておりますけれども、その

分につきましては単費で補助をするようにした経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） これたしか結構老朽化しているだとか、そこに住んでいないだとか、いろいろな要項がありましたよね。ただ壊すというところには下りないという認識でいいのでしたよね。確認です。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 何でもかんでも取り壊すということだけでは補助の対象にはならないというのは、議員おっしゃったとおりでございます。

当然、例えば住宅でしたら1年以上もうそこに住んでられないだとか、あるいは老朽化の度合い、それは当然建築担当とうちの職員が、総務課の職員とで老朽化の度合いについて判定を行います。その基準につきましても、例えば100点以上でない対象になりませんので、いろいろなそういう制約というか要件があるのは事実でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 令和4年度で11件、これは総額で幾らぐらい、幾ら出たのでしたか。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 額的には11件で457万9,000円でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） そうしたら、基本的には1件当たり50万円ずつの大体満額ぐらいずつは出ているという認識ですね。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 上限額は50万円でございますので、今11件のうち50万円の上限の方につきましては、ぴったり50万円という方につきましては11件

中3件でございます。あと一番低い方では27万円程度という状況でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今後多分アスベストの問題だとか、法的なもので結構縛りというかな、除却の費用が大分上がるというふうに思うのですけれども、今後老朽化している家屋というのは何件あるのか分からないですけれども、ある程度その辺で危険だというふうに認識している町側の件数等々もあるでしょうけれども、50万円という、1件当たり老朽化しているところで50万円というところの制限が本当に正しいのか。何%にするのかということも今後検討材料としていかなければいけないのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺のところはあくまでも50万円だけという、例えばアスベストが入っていたらそれに対してプラス何万円というところの考え方を、今後持っていこうというふうに認識はあるのかないのかお伺いいたします。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 確かに高橋議員おっしゃるとおり、アスベストの調査も今後必要になってくるかと思えます。当然そうなりますと、解体費用についてもさらに高騰するということになるかと思えますので、今後国等につきましても、その辺制度的に変更もあり得る可能性もございませぬけれども、まずは町として国なりの通知を待つまでもなく、例えばその辺を、今議員おっしゃったように、率にするのか、あるいはアスベストがあったときは割増するのかという検討もしなければならないというふうに考えているところでございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

企画振興費。

進藤委員、3番。

○3番（進藤晴子君） 67ページでして、説明書のほうは13ページになります。

地域おこし協力隊のことで出ておりますが、こちらのまず最初は、企画提案型地域おこし協力隊というものの説明を頂きたいと思えます。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） こちら総務課で予算を要求してございます、地域活性化推進事業の地域おこし協力隊のことについて、企画提案型と申しますのは、例えば先ほど副町長からSNSの関係で来ていただいている方もいらっしゃるということもお答えしておりますが、企画提案型というのは当然それぞれ、例えば私は、先ほどのとおりSNSにたけている方、あるいは観光PRがすごい私は得意ですとか、例えば農業分野で、イチゴに來ている方とは別に、私はこういうスキルがあるだとかという方を採用したいということの事業費でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

ある程度のスキルを持った方が足寄町に來ていただきたいという、そういう思いでこの6人を雇用するということなのでしょうが、昨日やりました補正予算のところでも減額補正でしたね、地域おこし協力隊は。その辺も踏まえまして、去年は何人ぐらい入っていらっしゃいますか、この企画提案型で。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 去年というか、令和4年度につきましては採用は1名でございました。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） コロナもありまして、なかなか新しい人にPRするのもなかなか難しかったのだらうと思いますが、どのように募集をかけて、そして1名だったのか。そして今年、今年度この6人を雇用するというこの予算の中で、どのように募集をかけて、そういう方たちを招き入れていくのか、どういう計画をされているのかを教えてください。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 募集の周知につきましては、足寄町の公式ホームページのほうに掲載しております。それのみでございます、じゃなくて……、あと新聞のほうにお願いして新聞に記事を掲載していただくこともございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 先ほどSNSとありましたけれども、いろいろなそういうスキルを持った方がいらっしゃるのであれば、今足寄の中に、もう少しPRができるのではないかと思います。ホームページは見る人は見るし見ない人は見ないし、足寄町がもっともっと発信していけば全国から、簡単に言えば集まってくるのではないかなというふうに思うのですよね。何かそういう案というのはないですか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 先ほどもふるさと納税の関係でもお話しさせていただいたのですが、これまでの経験とかスキルで、映像ですとかメディア、テレビ、ラジオのいろいろな経験を積んだ方もいらっしゃって、今コロナ禍で昨年まで本当に情報交換というのがなかなかできなかったというところで、できれば地域おこし協力隊、農業分野もあれば観光分野、あと企画分野ですとか、いろいろな方がいるので、役場の担当と地域おこしの、足寄町で地域おこしやっていた方で集まってもらって、本

当はお酒でも飲んで自由にこれがどうだ、ああだこうだとかというふうな機会を持てればなというふうな思いではございます。そろそろそういう機会も出てくるのかなというところでもありますので、やはりそれぞれの部署の困り事ですとか、こういうことできたらなというのがやはり小さな一人一人の考えがあってもそれが結びつかないと、そして町も理解しないと新たな展開に結びつかないと思うので、そういうような機会が5月9日以降にあればいいのではないかなというふうには考えております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 新しい兆しというか、明かりが見えてきたというところでしょうか。

今までのことを考えても、もちろんSNSやそういう町の発信大変必要なのですが、一人何かの賞を取った、例えばチーズのほうで取りましたとか、いろいろそういうのが新聞に載ると、そういうのを聞きつけて、人が人を呼ぶという形で何人か入ってきていらっしゃるのではないかなと思います。足寄町の中でも地域おこし協力隊を出て、それぞれ自分で事業を行って、チーズだけではなくほかの分野でも賞を取ったり新聞に載っている方もいらっしゃいますので、そういう方たちの行いがやっぱり人を呼んでくるのかなという気もしますので、今いらっしゃる方たちも一生懸命町としてはフォローしていただいて、今いる地域おこし協力隊の方たちのフォローもしっかりしていただいて、新しい人たちを呼び込んでいくというのが必要なのかなと私は思います。

それで、もう一つなのですけれども、報酬のところ書いてありますが、会計年度任用職員報酬1人17万1,821円、その下に4人で19万4,000円、この金額の違いのことについてお伺いいたします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 御存じのとおり、地域おこし協力隊の財源として特別交付税が基本的な考えとしては100%措置されます。そこで令和4年度につきましては、1人当たり上限額が480万円まで予算化したらそれが特別交付税措置されると。その中で人件費としては330万円まで措置ができるのですが、その低い額と高い額との上限については、それなりのスキルがある方を市町村が認めた場合には330万円まで交付税の対象になると。何もスキルがなくて、とにかくまずやってみたいという方は最低額の金額で240万円かな……、失礼、ちょっと2、3、4と金額が変わってまして……、ちょっとすみません、50万円ぐらい幅があるのです、スキルの持った方とスキルの持っていない方。交通の便の悪いところだったらちょっと加算していいよということで、いずれにしろ上限額が330万円高い方と低い層がありまして、それはその市町村として、その方が地域おこし協力隊として足寄町で、それまでの経験などを積んでいる方がそれまでの経験を生かして働いていただける方だからということで、高い額のほうで設定できるということで、2段階の幅が、上の層と下の層があるところでございます。すみません、説明が悪くて。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。一応そういうスキルのある方ない方に関して、2パターンの報酬を決めているということで理解いたしました。ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

企画振興費、ほかに。

10番二川議員。

○10番（二川 靖君） 予算書の67ページで、説明資料の12ページですか。昨年もちょうとお聞きしたのかなというふ

うに思っていますけれども、移住促進事業の関係で、目的が書いてあります。それで、移住を検討する者からの仕事や住まい等の相談を受ける体制を構築すると。その中で、移住・定住を促進し、人口減少の抑制を図るということで、委託料がついてます。それで、いろいろな事業をやっているとはいうふうに思うのですが、毎年毎年こういった金額が出てくるということもありますし、昨年度の状況で考えれば、こういった事業の中でいわゆる人口減少の抑制やら、定住をした方がいらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいなと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 移住促進事業、令和5年度の事業費928万9,000円を計上させていただいておりますが、その主に占める経費につきましては委託料の移住等サポート業務でございます。

こちらにつきましては、びびっどコラボレーションのほうに委託をして業務を行っているところでございまして、まだ令和4年度の実績報告が今後3月末までに出てくることになっておりまして、まだ状況について現在のところ何名かというのは把握してございません。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） 3月末までの1年間の中でまだ実績報告が出ていないということで、例えばですよ、全くこういったことがやられていない、例えばですよ、これは、やってはいるのだろうけれども、という中で、本当予算をつけていくのがどうなのか、ちょっと疑問に思っているのです。というのは、全く何もやらないで委託料ですよというふうになったときにちょっと困るのかなと、ちょっと極端な話をしていますので、やっていることはやっていると思うのです。だけれども、そういった中で、この566万2,000円が移住・定住を促

進するだとか、人口減少に歯止めをかけるということで、そういった、何というのですか、PRやらいろいろやっていくということでは、やっているといるのだからとは思いますが、実績報告がない中で、先ほどいろいろなやつで暫定予算ですから、例えば200万円なり300万円なりつけておいて、実績を見てまた上乘せしていく、多分これで足りるのか足りないのかということも考えなければならぬと思っております。

いろいろな事業を展開すれば、この560万円で足りない、やっていなければ足りるという、ちょっと極端な話をしていますが、そこら辺ちょっとどういうふうに捉えているのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 今回の移住サポート業務等の内容につきましては、主に五百数十万円の中で半分近くを人件費のウェートを占めてございます。

そのほか、移住希望者募集への経費だとか、あるいは主にモニター事業をやっているという点でございますけれども、そのモニター事業の経費だとか、移住体験住宅の管理等を行っていただいているところでございます。

当然、例えば今のところ、この委託料をさらに増額した例はございませんけれども、例えば足寄町が大変人気があってモニターにいらっしゃる方が、予算を見た以上の方が例えばいらっしゃることになれば、当然委託料についても額については検討していかざるを得ないということはもちろんあるかと思っております。あと、実績報告はこれからですが、例えば事業を行っていないということは絶対にはないと思っておりますので、その辺はびびっどコラボレーションさんを信じて事業を委託しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 10番。

○10番（二川 靖君） 総務課長、分かりました。信じるか信じないかという話をしているわけではないのです。というのは、一生懸命やっているのは分かっているのです。そういった中で、例えばさっきの進藤議員のほうの地域おこし協力隊の関係だとか、あと新規就農の関係だとかいろいろあるのだからというふうに思っているのです。そういった中で、これが500万円がいいのか、1,000万円がいいのか、100万円がいいのかという話ではなくて、そういったことで実績を積んでいただければ人が増えるということで考えればうれしいことだなという思いがあって、では本当にこれで足りるのか足りないのか、先ほど言われたように半分は人件費でモニター料だとか、管理経費だとかいろいろかかっているというのは、それは分かります。そういったことで、そのうち実績報告が上がってくるのかなというふうに思っていますけれども、今までは増額もしたことない、減額もしたことないということでもありますので、ちょっと今後以降、その実績報告があった段階でちょっとその実績報告を頂ければ、これで本当に足りるのか足りないのかだとか、いろいろ考えていくところがあるのかなというふうに思います。減らすとか減らさないではないですよ。ちょっとどんな活動をしていて、どのくらいが、いわゆるモニターとして議論をしているのかだとか、多分先ほど言った地域おこし協力隊の動画を撮影する方もここを頼ってきているはずなのですよね。そういった経過が全く分からないので、ちょっとどういったことをやっているのかと、ちょっとお知らせ願えれば。多分駄目だと言われたら駄目なのでしょうけれども、そういうことでちょっと考えていただきたいと思っております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 答弁はいいですか。

○10番（二川 靖君） 答弁というか、何かちょっと一言お聞きしたいなと思います。すみません。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今のお話でございますけれども、確かに令和4年度は実績がまだ出てきてないということですから、今までにも実績はずっと出てきているわけで、3年、2年だとかということですね。それで、既にいろいろな実績は来て、出ているということで、やっているやっていないとかではなくて、これはもうやっているのは間違いないです。なので、それに応じてやっぱり今までの実績も含めて、積算資料なども含めてやってきた中でのこの金額ということでもありますので、そこは御理解いただきたいというふうに思っています。

実績として、やはり最近コロナがあっただけでなく、なかなか東京のほう行ったりだとかして、何というのですかね、そういうフェアだとかそういったところに、移住フェアだとかそういったところに出たりだとかというのはなかなかできないという状況はありますけれども、それとか、モニターツアーだとかということで東京のほうから来ていただいて、足寄を見ていただく、足寄のいろいろなところを、いいところを見ていただいたりとか、それからいろいろな職場がありますよというお話を見ていただく、そういったこともなかなかやりづらい状況になっているというのは事実であります。

しかしながら、そういった中でも、移住相談だとか、そういったものはやっています、ホームページだとかそういったところでいろいろな発信をしていることによって、足寄に来るときにびびっどコラボレーションの存在というのは非常に大きくて、そこに相談に来るといいう方が多いというのは、これまた事実であります。先日も3月

に入ってからトータルすると3人ぐらいですかね、足寄に移住したいという方が来たのでということで、役場にも連れてきていただいて、私のところだとか、それから副町長のところだと来ていただいて、御挨拶などもさせていただきました。

そういう人たちはやはり来ていただいていろいろなところを見ていただく、そしてやっぱりいろいろな相談にも乗っていただく、やっぱりびびっどコラボレーションがないとなかなかそういうことができなかつたですと、来られた方が言っているのは、こうやって足寄がいいなと思って、移住したいなと思っているのは、やはりびびっどコラボレーションで、そこでいろいろな話を聞けたりだとか相談にも乗っていただきたとか、そういったことがやっぱり一番大きいですという話もされてきました。それはその2人の方ですけれどもね。多分そういう方がほとんど多いのではないのかなというふうに思っています。やはり、ただ来て見ただけではなかなか分からない。いろいろな相談もしながら、足寄のよさというのを知っていただくというところだということのように思います。そういうのは、役場で役場の職員がやればいいのかもわからないのですけれども、なかなか役場の職員がそこまで、一人一人来た人たちを丁寧いろいろなところを見せに連れていったりだとか、それから一つ一つ細かい相談も含めて親身になった相談ができるかということ、なかなか役場の職員ではできないという状況でありますので、そういったことも含めて、びびっどコラボレーションだとかそういったところをお願いをしてやっているというのが実態であります。

そういったところを御理解いただいて、金額はそういう590万円でしたか、ぐらいいの金額になっているということでもありますので、それは御理解いただければなというふうに思っているところであります。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

ほかに、企画振興費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） なければ、ここで15分間の休憩を取りたいと思います。

11時15分まで休憩とします。

午前10時58分 休憩

午前11時13分 再開

○委員長（高道洋子君） 時間はちょっと早いのですが、全員のそろいで、よろしいでしょうか。

休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

皆さん、72ページをお開きください。

15目行政情報管理費、ないですか。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 74ページ、クラウドシステム使用料6,300万円、これ大体どのような形で、ちょっと詳しく説明をお願いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） クラウドシステム使用料につきましては、こちらにつきましては北海道自治体クラウド総合サービスのシステム使用料でございます、5年の契約をしているものでございます。

こちらの費用の内訳につきましては、初期導入のサービス料プラス、クラウドの業務の提供のサービス料が主なものでございます。

こちらにつきましては、6,340万円の内訳なのですが、クラウドサービスにつきましては約6,240万円、そのほかこちらのクラウドのシステムの使用料には人事給与の関係で約80万円、あと起債管理のクラウドについては約21万円という内訳になってございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 5年間の使用料という年間、今後年間で払う金額は別途出

てくるということですか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） ちょっと今のお答えが適当でなかったのですが、これは1年間の、今回の計上している使用料につきましては、6,340万4,000円は令和5年度1年の予算でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） すみません。5年間ということ、これ5年間この金額を払い続けるという認識でいいということでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） そのとおりでございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。しよがない金額なのでしょうね。

クラウドに関しては、データとかいろいろクラウドを使ってそこにデータをためておくとかいう作業だと思うのですが、今後というかな、足寄町のIT化というか、例えばペーパーレス化だとかというところの作業というのは今後どのように進んでいくのか、今現状どのようになっているのか、まずちょっとお伺いしてみたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 高橋議員おっしゃるとおり、今後ICT化、足寄町含めて町民含めてICT化の流れというかは、国もデジタル庁が発足して、国も大変力を入れておりますので、喫緊の課題ではないかと思っております。

今後、足寄町におきましても早急に取り組を進めていかなければならない事項でございますので、副町長も課長等の会議で副町長からも指示がございまして、何とか令和

5年度以降、例えば総務課情報管理担当おりますけれども、総務課独自にやるのではなくて、全庁的に各課で今後のICT化について、議会事務局もそうですけれども、今後早急な検討を進めて、令和5年度から検討を進めていく予定でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 検討を進めていくということは、今現状で進んでいることというのは何かありますか。簡単に言ったら、LINEを使って今町民にいろいろな情報を流しているというところの取っかかりがコロナのワクチンの接種だとか、いろいろああいうのが出てきたと思うのですけれども、今後このあたりというのはどのように進んでいくのか。町民に情報発信というところはLINEをメインにしていくのか、もしくは違うフェイスブックだとか、そういうところで進んでいくのか、多分いろいろ検討されていると思うのですけれども、その辺のあたりを詳しくというのは今ございますか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） SNSの活用については、本町におきましてはLINE、ツイッター、フェイスブックを一応全て行っているところでございまして、ただそれをうまく活用しているのかといったらクエスチョンなところが正直ございまして、今までLINEにつきましては、以前高橋議員からもあったと思うのですけれども、貴重な、1,500から2,000ぐらいの方が足寄町のLINE登録してございますので貴重な資源でありますので、今まではコロナのワクチン接種の受付業務だけほぼ使っていたところでございますけれども、最近はさらにいろいろなマイナンバーカードの受付やっていますよとか、極力発信をしていく予定でございまして、今後、今回予算75ページに載ってございますけ

れども、LINEスマートシティプログラム使用料132万円計上させていただいているところとございまして、今後令和5年4月以降はさらに足寄町の情報発信にLINEを、主にLINEではございますけれども、LINEのほうを活用して、町民の皆様以外に町外の方も登録されている方はおりますけれども、情報発信をしていく予定でございまして。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 分かりました。その辺はどんどん進めていっていただければなというふうに思います。

あと、庁舎内というかな、のペーパーレス化というのはある程度考えは持たれているのですか。その方向で進んでいこうとしているのか、その辺はどういうようなお考えを持ちながら今検討されているのか、お伺いいたします。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 当然議会の資料等もそうですけれども、現在は庁舎内等につきましても紙ベースになってございます。当然紙をなくすということは多分、多分と言ったらあれですけれども、不可能だとは正直思います。それとあと、ペーパーレス化については決裁等につきましても電子決裁という方法等もございまして、なかなか、大きな市では電子決裁等によってペーパーレス化しているところもございまして、その辺につきましても、令和5年度以降に実際にどの範囲でペーパーレス化が可能なのかということも含めて、庁舎内全体で検討してまいりたいと考えているところでございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

行政情報管理費、ほかにありませんか。

進藤委員。

○3番（進藤晴子君） 今の関連で質問さ

せていただきます。

ここでちょっと適切かどうか分からないのですけれども、今ICT化、デジタル化を進めている現状の中で、町民サービスの点についてからちょっとお伺いいたします。

例えば他町でやっている住民票やそういうものを役場で書かないで申請できるとか、あとたしかコンビニなどで住民票とか取る、たしかそういうのも考えているというようなお話を聞いたこともあるのですが、その辺どうなっているのか。コンビニでそういう書類が取れるようになるのかどうか、足寄町は。お伺いします。

○委員長（高道洋子君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

北見市の窓口とか、窓口ってもうないのですが、そういうような書かないでも1か所でも手続が済むというところも、私どももそういうところをこれから視察等をして、足寄町で取り入れることができないか、足寄に当てはまる需要とそれを提供できるような環境づくりが必要かというところをこれからしっかりと考えていかなければいけないなと考えています。

住民票のコンビニでの発行のサービスにつきましては、数年前はすごい新たな仕組みでかなり何百万円も投資して、月額保守管理委託も数十万円かかるということで、これはまだまだ足寄町ではそれほど住民票のニーズがあるのかとか、コンビニといっても役場とコンビニといったら2キロぐらいの違いなのかというような部分もあって、それに何百万円もかけるのはどうなのかなというところが数年前ございました。今新たな国の仕組みで住民票の提供サービスというのが、税金がどこでも納められるような仕組みと同じように、ネットワークがつながってきて、かなり経費も安くなるような話も聞いていますので、とはいえ、例えばどこに、では置くのかという

ところで、本当にあってよかったなというふうに思っただけだけの投資効果があるかということも含めて、きちんと計算しなくてはいけないと思います。

ちょっと話が変わりますけれども、今回QRコードで税金ですとか、上下水道ですとか、町の利用料、使用料がコンビニで納付できるような形を4月から取らせていただきます。コンビニでもできますし、Pay PayとかLINE Payとかをスマホで決済できる方にとっては、納付書が来たらそれを家でQRコード読んでいただければ、そこで決済できてしまうということで、家でも納入が完結するというような仕組みとかも少しずつ足寄町としても進めておりますので、そういうところも、そういうのをどんどん広げていくと。あとマイナンバーカードでいろいろな児童手当の仕組みですとか、子育て支援のいろいろなサービスがどんどんどんどん国のほうでもどんどんやっていくよという話になっていきますので、それらについても足寄町乗り遅れないように進めていかなければいけないなという意識でこれから進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。

もう4月から始まるということですね、QRコード。もうそれは広報というかされていますか、町民に対して。

○委員長（高道洋子君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今度の4月の広報からで原稿を用意しているというふうにお話聞いています。まだ納付書がお手元に行っていないので、それにタイミングがあってやらなくてはいけないと思っています。なので、町としましてはできれば定期的に納めていただくものは、可能であれば口座振替で間違いなく手間も取らずに月々口座から残高があれば引き落とせるという形になりますので、金額が随時で発布されるよ

うな納付書でしたらそのQRコードでも結構なのですけれども、定期的なものは町の立場から言いますと、できれば口座振替のほうを推奨しているというところがございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） どんどん進めていただいで、定期的に引かれるものは口座振替が一番いいかと思いますが、足寄町は転勤族が結構いらっしゃいます。通帳ばかり増えていってというようなことも奥さん方から聞いておりますので、確かにQRコードは使えるかなというふうに思います。

あとは足寄町の町民がより使いやすいように、デジタルのほうを進めていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） 答弁よろしいですね。

ほかに、行政情報管理費ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次、16目職員住宅費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 17目あしよろ銀河ホール21管理費。

進藤委員。

○3番（進藤晴子君） 77ページですね、予算書の。ここの下の委託料のところ、ホール舞台吊物機構保守管理業務、これは去年の予算書ちょっと見ますと入っておりません。この内容を説明してください。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） こちらの委託料につきましては、3年置きに委託をしているものでございまして、令和5年度は3年目の年度になるということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 3年置きという、3年で26万4,000円ということですか、ということに受け止めてよろしいですか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 3年ごとにやるということでございますので、3年分ではなくて例えば今回ですと令和5年度の委託ということでございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） なぜこれをちょっと聞くのかといいますと、もう5年ぐらい前でしょうか、あそこで音楽教室の、足寄町でやっている音楽教室のピアノの発表会がありました。そのときに私もそちらに行っていて、舞台のほうの準備とかしていたのですけれども、行きました。そうしたら電気がつかないと、切れてますということで、これは誰が管理しているのかという話になったときに、よく分からないと。たまたま父兄に電気関係のお父様がいらっしゃったので、道具を持ってきてもらって、付け替えていただいでという、そういうことがありました。年に1回の発表会をやる教室は結構多いので、あそこを使うというときに行ったら使えなかったとか、ちょっと不具合があったとか、あと音の反響板であるとか、上にいろいろなものになってますので、その辺の管理をしているのは誰なのだろうとずっと私は思っていたのです。で、開けてみたら、吊物というのはそういうことかと思ひまして、そのように考えてよろしいですか。ライトとか反響板とか、上にぶら下がっているもの全部3年に一度チェックをするということでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 照明等はこの

業務の中には入ってございませんで、上から上下に動くものということでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） すみません、ちょっとしつこくて。上から上下に動くものという、具体的にどういうものを指しますか。

○委員長（高道洋子君） 総務課長、答弁。

○総務課長（松野 孝君） 上下するものにつきましては、スクリーンだとか、幕等でございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） 分かりました。ということは、3年に1回点検をするということですのでよろしいですね。分かりました。ありがとうございます。

○委員長（高道洋子君） あしよろ銀河ホール21管理費、ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 18目新エネルギー対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 19目国民保護対策費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 20目銀河線跡地整備費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 21目情報化推進費。

11番。

○11番（木村明雄君） 情報化推進費、78ページ、説明資料では15ページ。

この事業、無線共聴施設送受信機更新事業についてお伺いをいたします。

地上波テレビ放送は2011年、平成23年7月24日アナログ放送から地上デジ

タル放送に完全移行いたしました。あれから11年が経過しましたが、この稲牛地域、この施設は地上デジタル放送に移行される1年前に工事が完成して施行されております。それで12年が経過していると考えますが、これについてまずは具体的な説明をお願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 木村議員が具体的に申されましたが、予算説明資料のとおり、今回の予算の計上につきましては、稲牛地区の共聴施設については平成22年に整備してございます。そのうち既に耐用年数を経過しているということで、22年度に整備した稲牛地区のギャップフィルターの送信機3台を更新をしようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 私も地域のテレビ組合のそんな関係で、毎年一度は帯広のNHK放送局へ出向き、そして受信技術の担当者といろいろなお話をすることがあります。それぞれの機器に当たり外れはある、そんなようですが、海沿いの沿岸地域では塩害の影響もあって10年ほどだと。そしてまた、内陸の地域、この辺ですよね、この辺なら15年から20年はもつのではないかということをお伺いしております。

稲牛地域の施設は大きな鉄塔アンテナが3基建っているわけですが、これについてテレビ地上波、そして受信施設、これとそれから携帯電話送受信施設、これ2社入っていたと思うわけなのですが、これについてはどういうことになっているのか、ちょっとその辺もお伺いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

まず稲牛地区のテレビのミニ送信局、

ギャップファイラーにつきましては、当時北海道総合通信局からこちらが携帯電話のエリアとしてまだ整備されてないので、もし町が施設を整備するのであればソフトバンクさんがそこにネットワークにつなげていただけるということで、その当時非常に高率な補助、また起債の制度がございましたので、町が3つの稲牛の中、北、南と3局整備しました。この基地局につきましては、町で整備しましたけれども、その後の運営につきましては完全にソフトバンクが整備をしまして、新たな4Gとか電波が変わる時には町は特に関わることもなく、携帯電話のソフトバンクさんが独立して整備運営をしているところでございます。

その基地局があることから、稲牛地区はもともとアナログ放送の難視地区ということで、足寄の電波が届かないというところで、それまでは過去のアナログの衛星で見ている方ですとか、それぞれの農家の方が自分でどうにか非常にクリアでない画面の放送を見ていたということで、地デジに変わるときにこれも北海道総合通信局から今回、今回というか、携帯電話の基地局としてその鉄塔にテレビの送信機器を上げたらどうだという提案を頂きまして、これは町で整備したものでございます。

受信地区は中足寄で、中足寄から携帯の光ケーブルでテレビのデータを稲牛に送って、3地区で送信するというので、これは携帯とは違って町が管理をして保守もしているというところでございまして、もう10年過ぎてアンプ、送信の機器がかなり老朽していつ壊れてもおかしくないと言われておりますので、テレビについてはもう本当にライフラインというか、もうなくてはならないものでございますので、何かあってテレビが映らない状況になる前に交換しなければいけないということで、これは町の責務として更新をするものでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） ということは、テレビの送受信機については今のところはまだ壊れてはいないのだと。しかしながら、耐用年数がもうそろそろ来たということで替えるということなのですね。分かりました。そうですよね。

それから、あとは携帯電話、この送受信、これについては町は関係ないのかどうなのか。これからもだんだんと時代も変わって行って、4Gから5Gになってきているということの中で、ちょっとしたら替えるのかなという、そんな気がしたわけなのですけれども、その辺についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 町が、先ほども申しましたけれども、町が補助金や起債で整備をしましたが、その後の運営に関してはもう完全にそれぞれのキャリアのところ、稲牛でいえばソフトバンクさんが、ソフトバンクさんの整備計画にのっとり進めているということで、今でしたら4Gになって、いずれ5Gになることも、それはソフトバンクが考えることということになります。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

そのほか、そうすると、近年テレビ送受信機について、新設したところ、または新設というか更新計画があるところがあるのかどうなのか、その辺もちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 副町長、答弁。

○副町長（丸山晃徳君） 今携帯のエリアですか、携帯につきましては、ほぼ住まいがあるところはこれまでドコモですとかソフトバンクですとかauに要望しまして、つい最近の近いものでいえば、おとしにソフトバンクさんは光ケーブルを整備しなくても鉄塔を建てれば衛星のパラボラアン

テナを衛星に向ければいいので、ネットワークが衛星でネットワークがあればいいので、光ケーブルのアプローチ回線というのが不要なので、スポットで整備をできるということで、経費がかなり安くなるということで、町がこの地域は携帯のエリアではないのですというふうをお願いしたところ、2年前に整備をしていただきまして、今残っているところをお願いしているところは、オンネトーのキャンプ場のところまでございまして、このところはまだ完全に整備計画ができたところではないのですけれども、近いうちに整備が可能になるのではないかというお話を聞いています。

ほぼ今人が住んでいるところはほぼ100%携帯が、いずれかの会社のネットワークがつながるようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 大体分かりました。

これから先に向けて、やはり今まではやはりケーブルで、線を引っ張って、そしてテレビを見るという形に進んでいったわけなのだけれども、これから先に向けてはワイヤレスというのかな、ギャップファイラー、これで進めるということを考えているということだそうなのですけれども、これについて、これから先、テレビについてはもう既に足寄町全体に見れるようになったのか。その辺についてもちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 地デジ化のときに全ての世帯が見れるようにということで有線で光ケーブルを町で独自に国の補助を使って配備したり、無線でやったりして、全ての御家庭が地デジを見れるような形でやっております。

新たに、今まで人が住んでないところに住まわれたら、そのときにはそこに光ケーブルがなかったり、電波が届かなかったり

するというので、その場合にはその状況に応じて町が可能な支援をするような仕組みになっています。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 今テレビのことで、テレビの電波が足寄町隅々まで届いているのかということをお聞きしたわけなのです。

その次に、今度は携帯電話、これについてはどうなのか、この辺についてもちょっとお伺いをしておきたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 先ほど言いましたから、全て大丈夫だということです。

いいですか、木村議員。

○11番（木村明雄君） はい。

○委員長（高道洋子君） 次、情報化推進費はほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） それでは、80ページへ行きます。

第2項徴税費の1目税務総務費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目賦課徴収費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目固定資産評価審査委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 84ページへ行ってください。

第3項1目戸籍住民基本台帳費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 86ページ、第4項選挙費の1目選挙管理委員会費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目北海道知事北海道議会議員選挙費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目町長町議会議員選挙費。

井脇委員。

○12番（井脇昌美君） 今回も、前にも私これで3回目の質疑のような記憶をしているのですけれども、投票所が19あったのが今町内では13か所に設置されていると。これは参議院も含めての知事選も含めてのあれで、今は私どこで質疑させていただければいいか、ちょっと迷ったのですけれども、選挙としての投票所の関係と投票の要領のことで質疑させていただきたいのですけれども。

私は過去にもこの投票所を言わば合理化したときに逆行していると、とんでもない、逆行したことは経費の節減と人力の節約だという答弁だったのですけれども、私はとんでもない、特にこの昨今、高齢化高齢化という中で、住民のやっぱり重い、これ権利ですから選挙というのは、それをどう捉えているのかなど。特にちょっと最近回覧で配布されているのですけれども、郵便と期日前投票だとか不在者投票もきちんとできますよということで公告出されていますけれども、郵便等による不在者投票というのも記載されておりました。身体に重度の障害のある方、それと同時に郵便等による不在者投票ができるという、この場合はあらかじめ、あらかじめですよ、選挙管理委員会から輸送等の証明書の交付を受けておく必要があると。特に町議選は告示からもう5日しかないわけですから、そして昨今の郵政局の民営化された中のスムーズな集配がなされていますか。それをちゃんとやっぱり、ただ活字で上手にうまいことをつるつるつるつるあれでなくて、そういうことが僕はとんでもないことが起きるような気がしますよ。

それで、ちょっと一例として、この郵便等による、昨今であれば参議院の選挙やられたと思うのですけれども、当町で郵便等による不在者投票された方、何名おられま

すか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） お答えいたします。

直近の選挙でございましたら、令和4年7月10日執行の参議院選挙でございますけれども、このときには郵便投票された方はおりませんでした。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 恐らく郵便投票、これは文字では活字ではこうたっていますけれども、現実には私大変だと思います。恐らくゼロということは私は棄権された、これは推測ですよ、棄権されたと思います。行きたいのだけれども、今でもやっぱり山に行ったら、行きたいのだけれども行けないのだと。ちょっと不便なところなのですけれども、それでもやっぱり大きな権利ですから、私はこれ3回目なのですけれども、非常に上手な答弁とただ聞き流しているという傾向だから、私今回またさせていただいているのですけれども、何をまた結論として言いたいかということは、期日前の投票に併せて他町でも実行されていますけれども、移動の投票箱ということはやはり実施されているところあるのですけれども、その辺のお考えはどうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、総務課長。

○総務課長（松野 孝君） 副議長、今回で3回目の御質問ということをお聞きしましたけれども、2回目につきましては私が総務課長になってから令和、4年前に御質問を頂いているところでございます。

そのときに私、ひょっとしたら今回も御質問されるかなと思って、4年前の議事録を確認をさせていただいたところでございます。私につきましても、今回そのときには調査研究をさせていただくということで

御答弁させていただいたところでございますが、確かに最近新聞紙上でも、どこでしたか、土幌町が特にお宅までお邪魔して投票を、今回の統一地方選で行うという記事もございました。なかなか私どもも、例えば障害をお持ちの方とか、どうしても交通弱者の方、あるいは免許を返納されて本当に運転していけないとかの場合も当然でございますので、移動投票所としてタクシーを使ったり、あるいは10人乗りのワゴン車等を使って移動投票所で、例えば土幌町のようにお宅までお邪魔することができるかどうかは分かりませんが、少なくともそのようなことも一つの方法ではないかと、副議長おっしゃるとおり、私もそのように思っているところでございます。

ただ実際に行うとなりますと、なかなか当然一つの、例えば車の中で公用車を使って移動投票所をつくったといたしましても、投票管理者、あと事務従事者含めて職員が3名必要でございます。それと、投票立会人の方も2名必要になろうかと思えます。そうなると、なかなか足寄町の人員もなかなか少ない状況で行っておりますので、なかなか難しい状況にはあって、私個人的にはやりたいというふうに当時4年前にも思っていて、担当にもお話をさせていただいた経緯もございます。ただ、正直なところなかなか、ほかの全道も数町村しかやってございませんので、なかなか踏み込めないという点もあろうかと思えますが、ほかの市町村もですね。どうにかできないか、あるいは先ほどちょっと申しましたとおり、タクシーを使うとか、その辺さらに検討をさせていただきまして、できないのならなぜできないのかというの、また新たにお答えさせていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 分かりました。

ただ、総務課長からもただということで

今補足した説明はあったのですけれども、立会人も必要だと、それから職員の方もそこで当然今3名とお話しされましたけれども、例えば土幌町の状況も私参考にお聞きすべきだと思うのですよ。それで可能だからできるわけですから、本当に重い重いこの権利を軽く僕は扱ってほしくないなど。そのようにして、私はちょっと課長からもちらっとおっしゃったのですけれども、今免許が高齢でもう、病気の方もおられますけれども、返納する時代に入ったわけですから、たしかこれ19か所あったような記憶するのですけれども、これを6か所あれしたということは、やっぱりそのときともう全然状況がもう一変してますから、十年一昔というのにもう20年も近くも前にこれあれした中で、私は今でも記憶している、今総務課長2回目というけれども、その前でもやっているのです。ただなぜやっているかといったら、改善されてないからしつこいようだけれどもやっているのですよ。改善されたり少しでも、こうやってやっぱり少しでも住民の目線になってくれたら私は何もしいです。全く上手な答弁と実際本当に協議されているのか、していると思うのですけれども、その辺がしつこくやっぱり訴えていかないと駄目だなと、そう思っているからこのように3回目、たしか3回目、ひょっとしたら4回目かもしれませんけれどもしつこくやっているのです。重要なことですから、ひとつ今後土幌町、近くの町村ですから、そこで実行しているというのはどのような方法でやられているのか、それもちょうと時間かけてでもいいですから、参考にしてすぐ何とか実行してあげてくれればいいなど、そう思っているところでございます。

委員長、答弁いいですから、そういうことでしっかりと協議の、重要協議としてお願いしますということで。

○委員長（高道洋子君） 答弁は要らないということで、よろしく願います。

町議会議員選挙費、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 90ページ行きます。

第5項統計調査費の1目統計調査総務費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 2目商工統計調査費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 第6項1目監査委員費、いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) それでは、ちょっと5分ほど早いのですけれども、お昼には早いのですけれども、ここで休憩にしたいと思います。昼食のため休憩をいたします。

再開は1時でございます。

午前 11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

○委員長(高道洋子君) 休憩を閉じ、委員会を再開いたします。

92ページをお開きください。

第3款民生費に入ります。

第1項社会福祉費の1目社会福祉総務費、質疑はありませんか。

12番。

○12番(井脇昌美君) 私これもまた先ほどの質疑ではないのですけれども、3回かそこら過去に記憶しているのですけれども、これも全く改善見えてこないから、こちらからこういうような方法どうですかと示したはずなのです。それがどうなっているのかなということで、再度また今年も質疑させていただきましても、民生委員の活動ですね。

これは当然十勝振興局が、昔でいう支庁が管理しているというか、そこが窓口になっているのは分かっているのですけれども、人選は当町でやっているわけですか

ら、支庁がたまたま再任はしたりしていませんけれども、足寄からこういう人ですということは人選はちゃんと流しているわけですから、当町に責任があるのですけれども、あると思うのですけれども、去年の秋だったのですけれども、今年どうですかといたら全然回ってこないというのです。私はたしかそのとき、ここに民生委員さんも、いや、全員の人ではないですよ、もちろんのこと。一生懸命やっておられる方は多いと思うのですけれども、ごく一部ののだと思うのですけれども、そのときも同じ地域の人で山村地区の人だけれども、全然回ってこないよと。私は、そのときに示したのは、本町で例えば月でも、二月に1回でもいいから行動記録というのをちょっと上手に示してもらったらどうですかと、どここの家が行ってきましたけれども不在だったとか、どこどこ行ったけれどもこういう悩みがあったとか、問題なかったとか、そういうので私は毎日行けということではないわけですから、民生委員さんの仕事だと思うのです。回ってこないと言っています。たまたまその人が何か用足しに行ったときに民生委員さんの人が行ったのかしれませんよ、それは。入れ違いになったのかもしれないけれども、あまりにも私はその辺が支庁が窓口だからといって、ちょっと私は、昨今は二月ぐらい前ですかね、我々の自治会のほうでちょっと不幸あったというか亡くなっている、住所は違いますが、新聞の配達員の人それが発見したのですから。だからといって民生委員の責任ではないのですが、それは急に亡くなったわけですから。でも、やっぱり偶然にも今は新聞配達員さんだとか、それから宅配の人、その人らがいろいろな上司から不審なところ、そういう物騒な時代だから何かあったらついでいいから報告してやってくれよなど、そういう民間でもやっているのですよ。本町が成り手がいないからということも前回質疑のときにお

話、それは実態だと思うのですけれども、では名前だけでも貸してくださいやと私そういう傾向があるのではないかなと思うのですよ。費用は国から出されるから、ここは当町からあれしてないからいいというかもしれないけれども、私はそんなものでないと思うのですよ。去年も同じく同じ人です。名前出せといたら出しますけれども、それ出すと地域から選抜されて人選されている人ですから、名指しになってしまうから控えますけれども、やっぱり僕はもうちょっときめ細かな町と一緒に、できないのだったらできないのか、できないのだったらできる方法をしっかりと、特に先ほどの件ではないですけれども、高齢化してしまってやっとなつて歩いていく人らがいて、毎日はもちろん見れません。でも一月に一遍、二月に一遍でもいいから民生委員さんがそこへ訪問して、万が一行けなかったら、私は電話でもいいと思うのです、万が一ですよ。自分だって生活しているわけですから。電話もなかったのといったら、いや、ないですよ。私はそれ町がもう少し放置し過ぎの傾向あるのではなかろうかと思うのですけれども、その辺どういう過程で今まで民生委員さんをお願いしていましたか、足寄町としてちょっと答弁をお願いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 民生委員さんの選任の関係ですけれども、3年に1回改選期になりまして、令和4年に改選がありました。改選の場合には、まず継続してやっていただける方にはそのままお願いしておりますけれども、継続が不可能な方につきましては自治会ですとか地域の方に適正なというか、何というのでしょうかね、そういう方がいらっしゃらないかということで、適任な方がいらっしゃらないかということで、いろいろ御相談をして地域から推薦を、推薦というか、正確な方法ではな

いですが、文書をもってではないですけれども、この方がいいのではないかとというようなことで推薦を頂いた方に、こちらのほうから御依頼といたしますか、意向を確認してお願いをしているという方法を取っております。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 私は人選が誤っているというのではないのですよ。人選されてその中で本当にいろいろな調査の中で振興局も人選されているわけですから。そして本人の了解も得て、本人が了解しないものはしてないはずですから。私が言うのは、その間に、民生委員さんも大変なものですから、でも全員の人を対象に言っているのではないですからね。私は方法、上手な方法で2か月か3か月に1回でもいいから、民生委員さんの行動記録というのをちょっとお示ししていただけますかねと。そしてどこどこ様のあれが誰々のおばあちゃんが、おじいちゃんがけがしたからちょっと病院通いしているだとか、そういう記録が今も民生委員さんのお仕事にも、私は大いに重点的な、あそこ行って経過どうかと、そんな細かなことが一つ一つが私、民生委員さんの仕事だと思うのです、医者でないですから。あまりにも放置しているのが、町がずぼらとは言わないけれども放置しているから、みんな全員が、誤解しないでくださいよ、全員の、ごく1人か2人だと思いますよ、数二十何人の中で。だけれども、それは上手にやっぱり町でリードして行ってあげないと、あなた回ってないですねとか聞いたら、そういうやっぱり人選している以上はそういう失礼なことも言えない、いろいろな民生委員さんも事情があるわけですから。

町がその辺を上手に、忙しいでしょうけれども3か月か4か月に1回、その地域として何か記録とか行動などもお示ししていただくと、こっちも福祉課のほうも参考になるのですと、そういうふうな話の持って

いき方できないですか。人選のことを課長言ったのですけれども、私は人選のことを、人選に誤りがあるということは言っていないのですよ。分かりますか。ちょっと答弁をお願いします。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 民生委員さんにつきましては、活動していただいたものを活動記録というのがございまして、そちらのほうに記録をしていただくように様式を配付しております。また、年に1回ぐらい、記録の方法というか、そういうことについてもお示しをさせていただいております。

また、年に1回は確実に地区を回っていただいて、どのような方がいるかということを確認していただいて、この地区にこういう方がいらっしゃるというような報告を上げていただいております。どこの地区に、今は70歳以上の方を対象に、例えば障害をお持ちですとか、高齢者夫婦ですとか、そういう方を対象に名簿を取りまとめられておまして、何か災害ですとか、何かの連絡の際にはそちらのほうを活用して支援ができるようにということで対応しているところです。

今副議長がおっしゃるように、2か月に、3か月に1回でも訪問をといるところですが、お仕事を持っていていらっしゃる方もいるのでなかなか、御家族と住んでいらっしゃるような支援の必要のない家庭にまでとは言いませんが、できる限り時間のあるときに訪問していただいて、顔を見ていただくのが一番いいかなと思うのですが、ただ民生委員さんの中の2か月に1回そういう民生委員さんの会がありまして、会議を開いてまして、定期的な事務連絡ですとか、いろいろな事業の相談をして民生委員さんの活動をしていただいているところですが、ここやっぱり3年コロナがありまして、なかなか対面での面談とい

いますか、訪問ができないということで、民生委員さんも非常に活動ができないということを残念に思っているところではあります。

また、やっぱり訪問されたときに相手の方がやっぱり嫌がる場合とかもございまして、なかなかそこがコロナの感染拡大に気をつけながら活動しましょうということで、毎回注意をしながら活動しましょうということで会のほうでも話をしているところです。

コロナも大分収束してきたということもありますので、今後また昨年改選ということもありますので、今後の活動について今日頂いた御意見を参考に提案してみたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 年に1回、基本的に半年に1回でも訪問するという、やっておられると思うのですよ。本当に二十数名の中の1人、2人だと思えるのですけれども、来ないというから同じ人なのですから、全然来ないよというから私は同じことを言っているのです。全員のことを指しているのではないのですから。だから、方法を上手にリードしてあげれば、私は少しでも、行かなくちゃなと本人も自覚、そこで生じると思うし、それと、確かにコロナだったです。でもそれを課長、言い訳ではないのですけれども、その人がですよ、私は冒頭に言ったように電話でもいいわけですから、こういう病気がはやっているからごめんなさいねと、お変わりないですかと、それが民生委員さんの仕事じゃないですか。コロナだから行けなかった、コロナだから嫌がられる、そうしたら電話でもいいじゃないですか。安否の確認から健康であるかということさえ、声さえ聞けば民生委員さんがそれで十分僕は存在があるし示しているのではないのですか、そうではないのですか。電話でもいいと思うのです、

私は。絶対そこに訪問しなくちゃいけないと。何せ電話もなければ何もない。それはたしか僕は3年か4年前にも同じ質問をしているのですよ。そうしたらこういう日報なども提出したほうがいいのではないですかと私から、何というかな、提案した件、今でもちゃんと覚えていますけれども、私はその辺を上手に持っていけば僕頑張ってくれると思うのですよ。あまりにもコロナコロナという、言い訳がましくなるから、あれはあまり言わない。だって本人が来てないというのだから。電話か何かもなかったと、いや全然ないですよと。だから同じ人なのですよ、人物は。だから、その辺をやっぱり私の言うことは事実ですから、少しでも何か上手な方法で、決して民生委員全員を言っていると誤解しないでくださいね。ごく本当に忙しい方だと思うのですけれども、1人犯人の人だと思うのですけれども。私はそれしようがないなということにはならないと思います。民生委員さん、任命、重責を受けているわけですから、受けた以上は3か月か4か月、さっきも言ったように、1回でも電話でもついででももいいから、のぞいたり、玄関をノックして安否確認をする、声聞く、笑顔を見せてもらう、それが民生委員さんの仕事ではないですか。コロナだから行かない、いや、年に一遍はと、そういう何となく穏やかな、何かちょっと福祉課としてはもうちょっとやっぱり何か切迫感というか何か、今の状況をやっぱり僕は把握する必要があると思うのですけれども、どうですか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 民生委員さんの活動についてのお話でございますけれども、私も最近ではないですけれども、大分古い話ですけれども、若い頃福祉係にいまして、随分と民生委員さんに活動していただいて、いろいろな住民の方たちの把握だとかそういうのをしていただいて、大変助

かったという思いがございます。

そして、民生委員さんたちも非常に熱心に活動していただいて、地域の人たちの相談に乗ったりだとか、地域の人たちの面倒をきちんと見ているというような、そういう活動をずっとしてきていただいております。その伝統というか、活動の中身というのは今も変わりなくやっただけでいるものというように思っています。

本当に地域の中では一番身近にいる相談、何か困り事だとか相談できる、そういう立場でありますし、また役場だとか、それから社会福祉協議会だとか、そういったところにそういう相談をつないでいけるとい、そういう仕事をやっていただいております。これからは民生委員さんの活動というのは非常に重要な活動であるというように思っているところであります。

私も昔民生委員さん、民生委員協議会という、そういうところの事務局などもやっておりましたので、毎年必ず地域の中にある要保護だとか、そういう障害者の方だとか母子家庭の方だとか高齢者の方だとか、そういうやはりちょっと何かあったときには相談に乗ってあげられるようなことがあればというようなことで、そういった方たちの自分の地域の中にいる人たちの調査だとか、これはもう本当に年に1回必ずやっただけでいます。それから、町からいろいろなことでいろいろなことをお伝えしなければならぬことだとか、なかなか分からないこともあるのでお知らせしたりだとか、そういったことなどにも手伝っていただいたりとかしているところであります。

そういう熱心な活動をずっと続けていただいているのはこれ間違いないことであります。たまたま今日お話、前にも副議長からのお話は聞いた記憶がありますけれども、中にやっぱりなかなか行けないだとかという方もいらっしゃるのかなというように思っています。多分そういうことが副議

長のほうから言われているのかなというように思いますけれども、たまたま行ったけれども会えなかったとかということが何回も続いているのかもしれませんがしというような、言い訳になるといえば言い訳になるのかもしれませんが、民生委員さんの立場からすれば何回か行ったけれども、なかなか会えなかったよという方もいらっしゃるのかなというように思っています。

活動記録というのは昔から取って、取ってというか記録していただいて、役場のほうには出していただいて、どういう活動やっていますよというのは役場のほうでも把握をしているということでもありますので、民生委員さんたちが全く何もしてないよということはないと感じています。たまたま副議長とお話しされた方のところには全然来てなかったよということでもありますけれども、多分全てのその地区の人たちのところに何も行ってないとか、何も活動していないということはないのではないのかなというように思っております。

先ほど福祉課長のほうからも言いましたけれども、民生委員協議会という、そういう会議がありますので、そういった中で活動の報告であったりだとか、それからいろいろな研修だか、そういったものやっていますので、そういった中でどうしても会えなかったら例えば電話なら電話だとか、そういったものでもちょっと声聞くだけでもまたちょっと違うよというようなことでお話をしながら、いろいろな、今まで以上の取組に少しでも役立てていただけるようにお話をさせていただきたいなというように思うところがあります。御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 12番。

○12番（井脇昌美君） 町長の答弁も分かります。町長おっしゃる民生委員さんの御苦労というのはもう十分分かりますか

ら、私が言ったのは二十数名の中の恐らく1人か0.5だと思うのだと言ったと思うのです。ほかの人はみんなやっている人はやっているのですから。非常にだけれども、民生委員さんというのは嫌な話も聞かされる、相談される場合もあるわけですから、例えば財産の問題も相談されるかもしれませんし、そうしたら守秘義務もそこで生じるわけですから、それだけ人選もしっかりされていると思うのです。ただ私は、前と同じ人なのですからけれども、本当に二十数名の中のさっき言ったように1人か0.5で、ほかの方々は二十数名頑張っていると思うのですよ。それを上手な方法でもう少し、名指しするわけにいかないですから、上手に100%に持っていくように努力していただきたいという、私からのお願いなのです。分かりますか。23名だったら23名、22名の方はやっている、全部私調べたわけでないですから、その部落の実はおばあちゃんなのだけれども、来ないよと。相変わらず来ないよと。そうしたらその地区の民生委員さんはやっぱり選抜、その人を選考されている人も知ってますよ、おばあちゃんも。だけれども、そこまでしてしまうと、名指しであれしてしまうから、そうすべきでないしあれですけれども、そうしたら連帯責任ではないですけれども、上手な、福祉課が上手な方法で持って行ってくれないかなと。できれば電話でもしてあげるとなと。そういうなかなか難しい問題ですけれども、そこが改善されてないから今回また質問させていただいたのですということなのです。町長のおっしゃるのは、やっていますやっていますと、そのとおりだと思います。それ私やってないと言いませんから。本当にいろいろな嫌な相談まで民生委員さんというのは受けてやらなければいけないわけですから、それはよく存じてますから。ただ、残念ながら、受けたけれどもできない、事情によってできなかったのか、できない、そ

ういう人には上手に私ね、上手にリードをしていってやってくれないかということなのです。それもできないですかね。やっぱり年に一遍の記録だったら私はやっぱりその辺も事務の手間が難しいのかもしれないですけれども、僕は四半期でもいいと思います。雑駁な用紙に一応記録など特別変わったことあったら記載してくださいねと。いついっどこどこへ地域として何軒ぐらい回りましたかとか、上手な記録の仕方、それでも今の政治の話ではないけれども、偽造だとかあれする人いるかもしれない、それは信頼するしかないわけですから。だけれども、その地域に住んでおられる方が来ないのだというのは、何か用事あるのといったらあるというのですよ。やっぱりあるというのですよ。だから来ないというのですよ。だから、その辺はやっぱり連帯として、私は捉えるべきだと。やっているのだから何も1人ぐらいやっぱりそれはもうどうしようもないわなということに、私はならないと思うのです。そういう、まず福祉課長、そういう方がおられるということ、しかとやっぱり受け止めておいてもらわないと、やっているもできるも、それ以上のことはできないわということとは間違っても思わないでください。ねっ、どうですか、最後に。私も同じことを繰り返して言っているようになってしまっているのですけれども。恐らく99%やっていると思うのですよ。でも、そのおばあちゃんが来ないのだと言うのですよ。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 今のお話、何回、前にも聞いた記憶もありますし、今回もちゃんとお聞きをして、副議長の言われることは把握をいたしました。

ただ町として、副議長が個別に誰という話しではないので、町として民生委員さんたちと話をするとき、民生委員協議会だとか、それから民生委員たちが集まったとき、それからいろいろな資料を持ってきて

いただいたりだとか、たまたま役場に来られたりだとか、そういったところでお話をする中では、今お話あったように、一般的な話にしかちょっとそういった意味ではなりません。個別にこの人特定とかということではなければやっぱりどうしても一般的な話になりますし、そういった意味では、先ほど言いましたように、いろいろな行動記録だとかそういったものも頂きますし、そういった中でそういったところに行って、どんな行動してきたのだとか、どんな活動やっているのだとかというようなお話ですとか、それから先ほど言った民生委員協議会だとか、年に何回か会を持ってありますので、そういった中でのお話だとか、そういった中で活動、いろいろな活動をやっているのだから、その中で例えば何回も行って例えは会えなかったとか、それから活動がなかなか行動として仕事を持っていたりだとかして、なかなか思うような活動ができないだとか、それからコロナなどもあってなかなか訪問活動がなかなか難しいだとか、そういったものがあるときに、例えばそういうのができなければ電話があるよだとか、そういったようなことを一般的な話として皆さんにお話をしながら、では民生委員さんの活動としてどういう取組ができるのかねというようなことをみんなでお話しするだとかというような、そういった中でこれからの活動につなげていっていただくというようなことになるのかなと。個別の話にすればまたそこはそこでまたちょっと違う方法はまたあるのかもしれませんが、一般的な話だとすれば、そういうことでこの後の民生委員さんの活動に役立てていただけるような話をさせていただくということになるかなというように思っております。そんなことで御理解いただければというように思います。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいです

か。

社会福祉総務費、ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) では次、94ページを開いてください。

2目福祉医療費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 3目国民年金費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 4目国民健康保険助成費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 5目後期高齢者医療費、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(高道洋子君) 96ページ、第2項老人福祉費の1目老人福祉総務費、質疑はありませんか。

8番。

○8番(川上修一君) 予算書では99ページ、説明資料で見ただいたほうが分かるかなと思うのですが、説明資料の19ページをお願いします。

緊急通報装置の関係であります。

説明資料では95台、委託料が406万2,000円ですか。それで、この95台のうち、実際に今貸付けというか、貸与している台数をまず教えてください。

○委員長(高道洋子君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) 95台の予算を計上しておりますけれども、令和5年1月末で87台を設置しております。

○委員長(高道洋子君) 8番。

○8番(川上修一君) 87台といいますと、8台ぐらい、何というか、余力があるのですが、これを95台というのは目標ということなのでしょう。

それともう1点、それに向けてどんなふうにこの器械を高齢者の方に知らせて、知らしめているというか、そういう対応につ

いてお聞きします。

○委員長(高道洋子君) 答弁、福祉課長。

○福祉課長(保多紀江君) 利用されている方には在宅の方が御利用されていますので、例えば引っ越しをされたりとか、もしくはどなたかと同居されたりする場合に、撤去する場合がありますので、増減はありますけれども、87台から95台まで、あと8台分は今後設置を希望される方がいたらつけるための予備といえますか、その分の予算として計上をしております。

また、この通報装置の周知なのですけれども、年に1回程度、広報のほうにいろいろ高齢者福祉サービスと併せて紹介しておりますけれども、令和4年度については広報のほうには紹介はしていませんでした。あとは、以前はチラシで出したりもしていたのですが、今は広報でまとめて周知をするという方法を取っております。

また、そのほかにやっぱり高齢になってこの装置が必要になるということは、何らかの病気ですとか介護サービスですとか、そういうことで生活することに不安のある方が多いのかなということで、ケアマネさんを通じてこういうサービスがありますよというような紹介をさせていただいたり、あとは病院に入院されているときの相談ですとか、そういうときにも対応した福祉課の者が紹介をするなどしております。また、老人クラブなどでも介護サービスなどの勉強会をされたりとかもありますので、そういう場でも設置について紹介をして皆様が利用を希望される方に使っていただけるようにしております。

○委員長(高道洋子君) 8番。

○8番(川上修一君) 分かりました。

最近私の周り、農村なのですが、やっぱり高齢の方で一人暮らしの方が結構目立つようになってきたのですね。その中でやっぱりまちの中も心配なのかもしれな

いけれども、農村は隣が遠いものですから、何かあつときにこれ大変だなど思いまして、そんなときにやっぱり通報装置はすごいいいものだなと私思うものですから、それで、このことは前に以前榊原議員が一般質問されて、いろいろ細かいやり取りされたのだと思うのですけれども、すみません、自分全部覚えてないものですから、また同じこと聞くかもしれないのですけれども、もしも例えば、先ほど井脇副議長がおっしゃられましたけれども、民生委員さんですとか自治会長さんですとか、やっぱり地域の実情に詳しい方、あるいはデイサービスで仕事されている方とか、そういう方は高齢者とか地域住民の情報に詳しいと思うのですよ。それで、今までの周知の仕方も結構なのですけれども、これは私の私見なのですけれども、どうしても高齢の方は機械というものに疎いという、疎いと言ったら失礼なのですけれども、明るい方もいらっしゃるけれども、そんなに難しいものではないのだよという、写真とか絵でも見せながら、電話にボタンついているだけだよみたいになれば、お年寄りの方もこれだったら置いてもいいのかなと思ってもらえるような気もするので、そういった周知の仕方も今後検討していただければと思います。

それと、次は質問になるのですけれども、もしそうやって周知した結果、いや、それだったら私も欲しいという声が大きくなりまして、例えば95台とっこして100台になったとなったときに、この器械というのは要望すれば増やすことはできるのでしょうかね。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらの装置につきましては、緊急通報装置の管理とか運営とか通報の受信業務をしている業者さんからリースをして各家庭に設置をさせていただいておりますので、委託料の予算の増

額は議会にお願いしなければいけませんけれども、器械自体はレンタルの業者から設置をしていただくことは可能だと思います。

○委員長（高道洋子君） 8番川上委員。

○8番（川上修一君） 本当にだんだん一人暮らしの方が増えてきて、やっぱりまた繰り返しますけれども、農村部では心配な部分もあるものですから、今は元気な方もいるかもしれませんけれども、何かあったらこれあれですから、ちょっと先ほど言ったように周知の方法検討していただいて、対応のほどよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（高道洋子君） いいですか。

○8番（川上修一君） はい。

○委員長（高道洋子君） 老人福祉総務課、ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目在宅介護費、いませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目介護保険助成費。

9番。

○9番（高橋秀樹君） 予算説明資料、25ページですか。軽費老人ホーム経営安定支援事業ということで、800万円となっています。これ去年もたしか800万円を出していると思うのですよね。それで、前回の話であれば、あんまり記憶していませんけれども、一回限りだというふうな記憶があるのです。今回また同じ金額で出ているのですけれども、この辺ちょっと説明をお願いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 軽費老人ホームの経営安定支援事業の安定資金の補助金なのですけれども、令和3年度から800万円を計上させていただいております。

こちらにつきましては、まずケアハウス自体が料金を自分のところで設定できないということで、料金を上げることができないので収入を増やすことができないということがありまして、人件費とかいろいろなものがかかる中で、節減をしながらやってきたけれども、令和2年度ぐらいでしたかね、施設の改修をしたときに経費がかかったということもあって、そちらぐらいから蓄えもなくなって経営が安定しない、不安定になってきているということでの補助となりました。

その後、ケアハウスの運営は北海道の補助金と、あと利用者さんからもらうお金なのですけれども、その利用者さんのお金も家賃は当初建設のときに自己財源を入れてないので家賃は取れない、介護料金は北海道で定めた料金しか取れないというようなこともありまして、そちらで収入の増額の見込みはないというようなこともありまして、不足分について令和3年度に予算を計上して補助をしてきました。

令和4年度につきましても、制度の改正とかそういうことについては町としても要望を国とか道に要望しているのですけれども、そちらの制度ではなかなか変わらないのかなと思いますし、あとは北海道の補助金も軽費老人ホームに勤められている方の雇用年数とかで変動があるということもありまして、そちらのほうも増減がございます。令和4年度につきましては、コロナ対策の費用、または2月の燃料費の高騰についての補助金もこの前議決いただきましたけれども、そういうものを合わせてでもやっぱり800万円ぐらい足りなかったということもあります。

令和5年度につきましては、コロナの対策の交付金等も予定しておりませんので、燃料費の増加分とかそういうものを考えたときに、何とか留保財源を入れながら、そしてさらに町の補助金の800万円を予定しながら何とか運営を取りあえず頑張っ

ていきたいということで、今後多分節減をして800万円ぐらい町からもらえればというところかなとは思いますが、それで令和5年度についても800万円同額で上げさせていただいております。

800万円の補助はなくてもできるような制度設計はなかなか町のほうで運営しているわけでもありませんし、そういう決まりもありますので、なかなか難しいのかなとは思っていますけれども、今例えば利用者さんからちょっと多く負担いただけるようなものが、例えば電気代ですとか、そういうもので内部で何とか収入が上げられるようなものがないかというようなことも、理事会を含めケアハウスの中で検討させていただいて、経営改善をしていただければなというふうに町は思っておりますけれども、当面この補助金で経営を支援していければなというふうに思っております。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） とはいえ、社会福祉法人という形である意味町の持ち物ではない。その中で、助成をしていくという関係になりますよね。実際の経営状態がどのようになっているかというのが明らかになって、これ全員協議会とか開いてくれてやっていただけたほうが僕はよかったのかなというふうには思うのですけれども、このケアハウスは非常に足寄町にとって重要な施設であります。これがなくなると大変なことになるというふうな認識も僕はしております。ここを守っていかなければいけないという認識もございます。今後、前回の私の一般質問のときに副町長がおっしゃったように、あそこは老朽化しているので、今後多額の経費がかかってくるということも皆さんが御承知のとおりのことであると私は思っております。

その中で、とはいえ、結局は町の持ち物ではない、社会福祉法人という中で経営をされている中にある中で、大体800万円ではよからうというののもいかなものなのか

なというふうに私のほうは感じてしまいますよね。この辺は、もっと精査した中で、例えば800万円じゃなくて1,000万円になる可能性もあるわけですよね。その辺の数字の根拠たるものというのが、ちょっと随分と粗いのかなというふうに思うのですけれども、その辺はいかがお考えなのかお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） すみません、説明がちょっと悪くて申し訳ございません。

ケアハウスのほうから令和4年度決算見込み、また令和5年度の予算見込みを頂きまして、その中で剰余金の活用ですとか、そういうことも相談させていただいて、整理をした上で800万円の今回の予算計上となっております。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 今回でいったら、燃料費というのは多分すごく高騰してくると思うのですよね。何%ぐらい上がるのですかね。多分30%ぐらい電気料でいったら上がっていると思うのです。その中で、現状で800万円だけで本当に済むのかなというのが、そのときになってまた補正を組めばいいということなのかなとは思っているのですが、だけれども、とはいえ、結局は民間事業者なので、そここのところに、上がったから、じゃすぐ補正組んでお金を支給しますというところでしたら、いつまでたってもここの経営の改善にはなっていないというふうに思うのですけれども、そここの考え方というのはどういうふうに町側としてはお考えになっているのか。もちろん重要な施設だから守らなければいけないというのがまず大前提にある。だけれども、その先のことを考えたときに、ずっとこのまま、じゃ経費が上がりましたから、何が上がりましたからというふうにどんどんどんどんお金をつぎ込んでいって、それ

で本当果たしてこれいいのかなという、僕はちょっと疑問に思うのですけれども、その辺どのようにお考えなのかお聞かせください。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 高橋議員おっしゃるとおり、社会福祉法人の経営の施設でありまして、当然のことながら社会福祉法人が経営をきちんとしっかりしなければならぬというのが基本であります。何やるにしても経営でありますから、これはやっぱり赤字になっては駄目なのですよね。最低でもとんとん、赤字になったらやっぱりこれ継続できないですよ。1年、2年だったら何とかなるかもしれないけれども、やっぱり長いこと見ていくとやっぱり赤字がずっと続いていく、そのことではやっぱり経営は続けていけないということですから、それはもうやっぱり最低でもとんとんで、収支プラス・マイナス・ゼロで終わらせなければならないというのが基本だというふうに思っています。

このケアハウスもこれまでは、もう二十数年、二十二、三年ぐらいになるのでしょうかね、できてから、やってきてますけれども、今まではずっとそういった意味では黒字というか、ちゃんと経営がされてきたという状況であります。去年、おととしぐらいからやはり今までであった基金というのか、蓄えてきたものがだんだんやはり少しずつ使わざるを得ない、施設を直したりだとかということもあったりとかいろいろなことがあって、今まであった基金みたいな、町でいえば基金みたいなものがだんだん少なくなってきて、今もまだ運転資金だとかという部分でいけば、たしか、ちょっとはつきり正確ではないのですけれども、2,000万円以上はたしかまだあるはずなのです。それで、ただそれはやっぱり運転資金ですので、一定のお金がないと経営を回していけないという部分があるので、それはあるのですけれども、今までずっと使っ

てきてもうここまで来ると、運転資金にも少しずつ手をつけなければならなくなってきたという、そのちょっと手前ぐらいのところぐらいまで来ているというのが実態なのかなというように思っています。

その原因というのは、今までは施設も新しかったり、そんなにお金もかからなかったりだとかして、一定の収入もあったのだと思うのですけれども、先ほど福祉課長のほうから話ありましたけれども、一番最初に建てたときに国の補助金と町からの補助金だとか、そういったものでほとんど法人としてそんなにお金出さなくても建てられたという部分があって、要するに家賃分というか、今施設に入っていらっしゃる方たちの家賃分というのは、要するに国や町の補助金があって建てているので、そこをもらうことができないと。そうすると施設が古くなってきて、例えば直さなくてはならないだとかといったときの、そういう資金が今までたまってこなかったという、そんなこともあって、そういうところにお金もかかり、ということで、だんだんもとあった資金も少しずつ少なくなってきたという状況なのですね。

それで、これまでの二十数年ぐらいの中での経過なのですけれども、今となって非常にコロナの関係だとかもあったりとか、物価高だとか、いろいろなこともあって、それから職員が、介護従事者といいますか、職員を集めるのもなかなか大変になってきたというような状況の中で、だんだん厳しくなってきた、あんまり運転資金に手をつけてしまうと今度は運営が回っていかなくなってくるというところで、町からの支援が何とかならないだろうかというお話なのですね。

ただ、とはいえという話なのですけれども、とはいえ、やっぱり町からずっとお金を出していかないと運営ができないよというのではやっぱりその社会福祉法人として、法人としてどうなのでしょうかねとい

う話にもやっぱりなってくるのだというように思います。

そんなことで、まだちょっと話は理事長とかとは話はちょっとまだ、しないと駄目だねという話はしているのですけれども、してないのですけれども、まだ。やはりこの後、どう運営をしていくのか、町が今支援しているけれども、それをいかに少なくしていく、そういう方法はないのか。そういったようなことをきちんと話をしながら、よりよい方法を、あまりいい方法はないかもしれないのですけれども、よりよい方法を探していかなければならないなど。それは町が考える、町だけが考えることではなくて、やっぱり基本はこのケアハウス側でやっぱり考えていただかないとなりませんよねということなのかなというように思っています。

それに対して、町としてもやはり議員言われるように、あそこには70人の方たちが住んでいらっしゃるし、そこで仕事をされている方たちもいらっしゃるということでもありますので、やはりなくてはならない施設なのだというように思っております。そういったところで、今後よりよい運営の方法、経営が少しでも赤字が出ないようにというか、町からの支援がなくてもできるようにというような方向に転換、転換というか、やり方を少しでも変えていけるようなところがあれば変えていかなければならないということで、町としては考えておまして、そのあたりは理事長だとかとやっぱりちょっと話をしなければならぬというように考えております。

ただ、先ほど言いました、福祉課長のほうから話ありましたけれども、昨年の決算状況ですとか、決算はまだきちんとは出ていませんけれども決算見込みですとか、令和5年度の今後の収支の見込み、そういったものを出していただいた中で、やはり一定の支援はしなければ、取りあえず4年していますから、5年もしなければならぬ

のかなということで今回骨格予算ではありませんけれども、この部分はやっぱり4月からもう関わってくる部分もありますので、今回予算を見させていただいたという経過となっておりますので、御理解いただければというように思います。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 理解はしています。

料金が上げられない、収益が上がらない。今後、今後の話をさせてもらおうと、大規模改修が入ってくる。多分恐らく多額なお金がかかるであろうといったときに、社会福祉法人なので、そこの料金は頂けないから町単独で出すというけれども、名義としては社会福祉法人の名義の建物に足寄町がお金を投入してやる。だけれども、その資金は家賃に上乘せになってくるのか、どこの持ち物になるのか、その所有というかな、そういう部分もすごく不透明な部分で、ただただお金が投入されるという流れになってしまうのか、ちょっとよく分からないのですけれども、そここのところというのは町側としてはあくまでも理事長と、社会福祉法人の理事長とお話をしながら進めていくことなのでしょうけれども、お金を投入しても建物を直しても、そこの当初の建築費だけの家賃収入しか取れない。だけれども上乘せた部分は、じゃ上がるのかということになると思うのです。そういうところというのは、どのようにお考えなのか。これすごく難しいと思うのですよね。これ町の持ち物であれば、町で直しましたから家賃そのままを進めます、だけれども今回みたいに大規模改修入ったときに、いやいや、そういう話にはならないですよねという形になってくるのかなと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えなのか。

今後として、町として、町が買い取るとか、そういうところの決断という考え方もあるのかどうか、その辺も含めてお考えを

示していただければありがたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 4月いっぱいまでしか任期のない町長がここで何か言えといわれてもなかなか難しいところがあるのですけれども、基本的には多分改修をして、改修しますよと、例えば大規模改修しなければ、もう20年以上たってますから、大規模改修しなければなりませんよという話になってやるとしますと、するためにはやっぱりかなりお金がかかるということになると思います。その分というのは当然施設側、社会福祉法人側もそれをどうするのかという、その資金をどう捻出するのかということを考えなければならぬ部分でありますし、あとそこで社会福祉法人だけで何とかなればそれは全然問題のない話なのですけれども、そこだけではやっぱり難しいねということになって、例えば町に支援をというようなお話が来るかもしれません。そうなったときに、では町としてどう考えるのかという話になるのかなというように思っています。

そのときに、先ほども言ったように、70人の方住んでいらっしゃるって、そこで働いている人たちも多くいらっしゃるということ考えたときに、町としてそれは知りませんよという話になるか、そうはいつでも大変だからやっぱり少しは支援をしなければならぬねという話になるかということなのかなと。そこはまたそこでの判断ということになるのかなというように思いますけれども、現状今、任期ちょっとしかありませんけれども、考えるとすれば、やはり一定の町からの支援がなければ難しいだろうなど。あの施設をそのままにしておくという、古くなってどんどんどんどん老朽化していくというのをそのままにしておくということには、70人の方も住んでいらっしゃるわけですから、ならないなど。危険だとかそういうことなども含めて考え

ると、そうなるのだろうかというふうには思っています。

ただ、最終的にそれによってかかった経費を、例えば家賃分として住まわれている方たちに負担金というか、利用料金として上乗せができるのかどうなのかといったら、ちょっとできるのかどうなのかちょっと分からないのですけれども、仮にしたとしても、決してそんな大きな金額をお願いして負担していただくということにはきっとならないのだろうか。全額を、かかった経費全額を皆さんで何年か分で分けて、割ってだとかということで負担ということも、これまたなかなか難しい話なのだろうかというように思っています。

そんなことを考えていくと、なかなか今後の部分見ていくと、ちょっと見通しがちょっと暗い部分もあるのですけれども、ただやっぱりそういうこととはいってもやっぱり一定の支援しながら、あそこで、ほかの町から比べるとああいう施設の中では非常に安い経費で住まわれて、住むことができるといようなことで、足寄町の町民の方たちがほとんど入っているわけですから、非常に大切な施設にはなっているのかなというように思っていますので、そういう支援というのはしていかなければならないのかなというように思っています。

やっぱり一つのケアハウスならケアハウスだけでの経営というのは、何か今いろいろ聞くと非常に難しいというような話があって、例えば特別養護老人ホームだとか、いろいろな介護施設だとかを含めて何ぼかの施設を経営しながら、その中にケアハウスがあってというようなどころだと、そういう法人、やっぱりそれはかなり大きな法人になるのだと思うのですけれども、そういう法人であればそこが少しぐらい赤字になってもほかで黒字になるところあって、トータルとしてプラスになればという、そういう形で経営されているところが多いというように聞いております。そうい

うことを考えていくと、やっぱり一つだけで、ケアハウスだけで経営されている今の社会福祉法人はやっぱりかなり厳しい状況なのだろうかというように考えておりますので、今後もどうなるか理事長ともいろいろとお話ししなければならないかなと思っ  
ていますけれども、その後のこれから迎えてくる大規模改修だとかそういったものも含めて、やっぱりそれぞれ検討して、お互いに、お互いにというか、まずはケアハウス側できちんと考えていただいて、町のほうにも一定の結果のお話を聞きながら、また一緒に考えていかなければならないのかなというように思っているところであり  
ます。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 9番。

○9番（高橋秀樹君） 本当に、これ行政のある意味、社会福祉法人とはいえ、足寄町の中の重要な老人施設の中の一つであると。これ行政も絡んだ中の一つの施設であるという認識の下、行政は継続というのが僕の中では思っている部分がある。しっかりと継続をさせていく中での計画というものが出てくるのであろうというふうに思います。

しかし、今回の社会福祉法人の場合は行政とは、半分行政、半分民間みたいな僕の中のイメージですけれども、しっかりとその辺のところのすみ分けというかな、そういうのをしっかりとやっていただいた中で、この問題に取り組んでいかないと、はい、私たちやっぱりもうこれでやめてしまいます、やっぱりもう経営がどうしても苦しいので無理ですという判断も、この社会福祉法人はしないとは思うのですけれども、そういう判断もその理事会の中で、経営陣の中でそういうことがあった場合、それを受けざるを得ないということも多分今後あるのかもしれないし、逆に言ったら、ここに関わっている人たち、理事の人たち、最高経営者というのか、責任者という

のか、その人たちの負担も非常に重くなってくるのだというふうに感じるのですよね。だから、やっぱりその人たちの経営責任という部分も出かねないお話なので、しっかりと町のほうでバックアップをするなり、いろいろな考え方を持っていないと、結構大変な重要な問題なので頑張っていたきたいと思うのですけれども、その辺は行政としてやはり継続というところをイメージして進んでいかなければいけないという認識と腹積もりがあるのかをお伺いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 先ほども申し上げましたけれども、私の任期は4月いっぱいまでなので、4月いっぱいまでであればやっぱり続けなければいけないなどは思っています、取りあえず。その後はやっぱり新しい町長がどう考えるのかというところにもなってくるのかなというふうに思いますけれども、ただやっぱり言われるように、継続ってすごく大事なことだというように思っています。それはあそこだけではなくて、あそのケアハウスだけではなくて、ほかのところもそうなのですけれども、やっぱり継続していくというのは非常に大事なことだというように思っています。人口も少しずつ減ってきていますし、そういう中でいかに長く継続していけるのかといったところがやっぱり一番大事なことになるのかなというように思っています。確かに社会福祉法人ですから、最終的にその中でどういう判断をされるかというのももちろんあります。やっぱり経営的に、先ほども言ったように経営的に考えたらやっぱり赤字、毎年毎年赤字が出るようではやっぱり駄目ですよという判断になるのかもしれませんが、けれどもそこに住んでいる人たち何とかこれからもやっぱり安心してここに住んでもらえるためにはどうしたらいいのかな、やっぱり継続していかないとならないよねという話に

もなるのかもしれませんが、まず第一義的にはやはり、一番今のやっている社会福祉法人がどう考えるのかというのがやっぱり一番だと思いますし、一番だと思います。

その判断がどうなるのかというのは、町としても計り知れないというか、今段階ではですね。ただやはりなるだけ、今までずっと20年以上続けてこられたのですから、続けてほしいという思いはずっとあるわけで、そのことは多分どんな、ここがすぐに結論はきつともって出ないと思いますけれども、何年か後にそういうようなもしも結論が出たと、そういうような結論が出たとすれば、町としては何とか残す方法ないだろうかというように話をするような形になるのかなというように思っています。

チーズ工場などもそうですけれども、農協でやっぱりどうしてもできなくなりましたよという話になったときに、町としてはチーズ工場何とか残したいよねというようになったときに、何かもっといい方法はないのかだとか、そういうようなことを考えながら、今新しく、今までチーズ工場をやっていた方たちの中で新しい会社をつくっていただいて、チーズを継続して作っていただくと。ちょっと話一緒にはなりませんけれども、そういうようなことと同じようなことなのかなと。何とか継続していけるものは継続してやっていきたいなというように思うのは多分私だけではなくて、議員の皆さん方もそう思っているのかなというように思っておりますので、今私が言えることはあまり長いことの前までは言えませんが、そういうつもりであります。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

次、行きます。

4目介護サービス事業助成費。

田利委員。

○5番（田利正文君） 説明資料の21

ページ、グループホームのことについてお聞きします。

以前にも聞いたと思うのですが、現在の入所者数はどんなふうになっているのかということ、それから1室を空けることになっていきますよね、ショートステイのために。その実際に使われた実績はどうなっているのか。過去3年ぐらいなのでしょいかね。

それとあと、グループホームに入りたい、入らなければならない人たちがどのぐらい今いるのかということをもし分かればお願いします。

○委員長（高道洋子君） 3目に戻ります。介護保険助成費のところでの質問でございます、田利さんね。

答弁は福祉課長、お願いします。

○福祉課長（保多紀江君） それでは、介護保険助成事業の中の認知症高齢者グループホームの短期利用の関係の御質問ということで、まずこちらの短期利用の利用の実績なのですが、令和5年2月末現在で現在登録者が3人いるというふうに伺っております。また、利用率は今年度につきましては、40%程度というふうに伺っております。

あと、グループホームの待機者なのですが、こちらのグループホームのほうの待機者につきましては20人ぐらいというふうに伺っております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） すみません、ちょっとすかっと理解できなかったのですが、3人というのは空けてある1部屋を3人の方が使った実績はあるということですか。それと40%というのは、18人入れるところの1部屋9人でしたよね。だからそのうちの18人のうちの40%埋まっているということですか、ではないですか。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答

弁。

○福祉課長（保多紀江君） こちらのグループホームはNPOが運営しているグループホームの中の、9床の中の1床をショートステイ用として利用しているところでございます。なので、365日1床なので365床の3割程度、100回ぐらいですかね、100回ぐらいの利用があるというふうに伺っております。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） さっき言った40%というのは何ですか。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） すみません、利用率は40%です。その1床、9床のうち、のグループホームですと通常1ユニットが9床なので、そのうちの1床を短期利用のために入所させないで一つ空きをつくってございます。その1床につきまして、現在3名の方が登録をしております。40%の利用率ということになります。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） ホーム内には三つあるのですね、グループホームは。分かりました。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

○5番（田利正文君） はい。

○委員長（高道洋子君） 同じく介護保険助成費、ほかにいませんか。

5番。

○5番（田利正文君） 説明資料の25ページですが、ここに15万円掛ける5人、25万円掛ける12人と数字が載っています。ここのちょっと説明お願いできますか。

○委員長（高道洋子君） 田利委員、説明資料の何ページですか。

○5番（田利正文君） 説明資料の23ページ、予算資料103ページです。

23ページの説明資料の中に就業支援補助金として15万円掛ける5人プラス25万円掛ける12人とかと人数が入っているのですよ。これどういうふうに見るのかなと。ちょっと説明お願いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 就業支援補助金の中の就業支援金で15万円が5人、それと25万円が12人ということで、今回予算を計上させていただいておりますけれども、この15万円は、まず25万円ですね、25万円は足寄町に介護のために就業された方で継続1年間就業した介護福祉士の有資格者の方に1年たったときに25万円を交付しております。それが令和5年度は12人程度を見込んでおります。次に15万円は、介護福祉士以外の、例えばヘルパーさんの資格ですとか、そういう資格を持った方が継続勤務が1年以上継続して勤務した場合に15万円を交付しております。その人数を5人ということで見込んでいるということになっております。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） その下の4人、4人、1人というのは。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） その次の就業支援補助金、就職支度金ですけれども…、ちょっと待ってください。

失礼いたしました。

こちらの10万円については、就業するときに、就業した場合に10万円を支給するという方を新規で4名見込んでおります。

次の住宅準備支援補助金ですけれども、町外から転入してきた場合に有資格者に対しまして家賃、それと敷金、礼金等引越費用ですね、それを25万円を上限に交付しておりますけれども、そちらの方を新

規で4人見込んでいます。

支度準備補助金につきましては、無資格の方が雇用に至った場合に5万円支給しております、それは1人を今のところ予定して予算を計上しております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） 今の数字はあくまでも予定ですね。来るだろうではないですね。

あと、ごめんなさい、もう一つ下のところの段に、介護人材確保・定着支援補助金とあります。ごめんなさい、その上だった。介護福祉士実務者研修受講料等補助金、一部を補助するとなっています。これ実際に受けるには本人幾らかかるのでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 暫時休憩いたします。

2時30分まで休憩いたします。

午後 2時16分 休憩

午後 2時28分 再開

○委員長（高道洋子君） 少し早いですけれども、始めていいでしょうか。

休憩を閉じ、委員会を再開します。

3目の介護保険助成費の中で、福祉課長、答弁からお願いします。

福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） お時間を頂きまして申し訳ありません。

先ほどの田利議員の介護福祉士の実務者研修の受講料の御質問だったのですけれども、一般的に介護福祉士の、ごめんなさい、実務者研修の受講をするためには、有資格者ですと7万円から15万円、そして無資格者ですと10万円から18万円程度と言われております、その中には受講料、テキスト代、それと受験料等を含んだ金額となっております。

町はこの中の3分の2の金額を10万円を上限に助成するという制度となっております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） それは分かりました。

今3人となっておりますよね。ケア労働部分というのは絶対に足寄町の経済効果は大きい分野だと思うのですけれども、これは今でも変わらず希望者が少ないという状況でしょうか。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 介護福祉士になるための研修なのですけれども、例えばヘルパーさんの資格のある方が実務を何年間か積んで、そして介護福祉士になるというための研修です。数年前に町で実務者研修をやったといいますか、やったときには、開催したときにはかなり多くの方が受講をされておりました。今現在は、個人でそういう受講できる機会を設けていただいて研修を積んでいただいているのですけれども、令和4年度に関しましてはお一人の方がこの助成、補助金を申請していらっしゃいます。令和5年度についても、もしそういうステップアップをすることを希望される方がいらっしゃった場合として3人の予算を計上しております。

○委員長（高道洋子君） 5番。

○5番（田利正文君） ちょっと聞きたかったのは、これから特老つくられるわけですよね。そのときに、介護福祉職員が足りないのではないかだとか、ケアハウスもそうだと思うのですけれども、そういう場合の人材確保という意味で、何というのですか、むすびれっじできたときよく言ってきましたけれども、旧建設課長が言っていて、全道飛び回って集めてきたと。だけれども専門学校にも入学する人がいなかったと、減っているという話しされてましたけれども、それは今でも変わらない状況でしょうか。そして、足寄の場合でも集まらない状況なのではないでしょうか。そこをちょっと

知りたいのですけれども。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 管内にも介護福祉士を養成する学校がありますけれども、現状ですね、非常に少ない入学者というふうに聞いております。

数年前に、私も札幌のほうの学校とかを回ったことがございますけれども、やっぱり入学者が少ないということもあります。

また、就職するにしても、地元に戻るとか、札幌近郊に就職する方が多いというような話も聞いておりますので、なかなか介護人材を必要な方を十分に確保するというのは非常に難しくなっているように考えております。

○委員長（高道洋子君） 5番、よろしいですか。

ほかに、介護保険助成費。

進藤委員。

○3番（進藤晴子君） 今のところのちょっともう少し深く知りたいのですけれども、介護福祉士というのは有資格であって国家資格であります。高校卒業してすぐ介護士になって、無資格の介護士になって、実務3年に加えて600時間の実務研修、半年というふうには私が調べた限りではありました。心配なのは、やはり介護福祉士になって、やはりスキルを積んで、やっぱり専門職であるという自分の自負ができてくればやはりそこの職場にいても、外に流れることはない、足寄にいていただけるかなというふうに思うのですけれども、実際今介護士として入ったところで実務を3年やって、600時間半年間も実務者研修に送り出せているのかどうか。補助金を頂けるような状態であっても、自分の働いているところが半年間、介護士さんが少ないところで出せるのかどうか、そこをちょっと知りたいと思います。特養の介護士さんでも結構です。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課

長。

○福祉課長（保多紀江君） この人材というか、有資格者、無資格者をかかわらず介護する、雇用できる方が非常に限られた中で研修に行っていていただくというのは非常にやっぱり事業所としては調整が大変なのかなというふうには思っています。

今回、1人いらっしゃる場所は、そういうこともステップアップについて非常に理解があつての送り出しなのかなというふうには思いますけれども、今後、そうですね、そういう研修とかのためにいないときに、例えば代替を補充するとかというような、たしか制度もあったかなというふうに思いますので、何か有資格者を、資格を取るとか、こういうものに対して事業所の理解が得られるような仕組みづくりというか、広報というのも今後必要なのかなというふうに思います。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） スタッフが研修に行かれるときに代替のスタッフを送り出してくれる、そういうシステムがあるのですか。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 今回のお一人、受講された方に関しては、町内の社協さんなのですが、社協さんは研修ですとか、こういう資格を取るということに非常に理解もありまして、スタッフの中で調整をしていただいて研修に行ったのかなというふうには思っております。

○委員長（高道洋子君） 3番。

○3番（進藤晴子君） では、代替のスタッフを送り出してくれる、もらえるというシステムではないということですね。その事業所の中でやりくりをしているというふうに捉えてよろしいですか。はい、分かりました。

ちょっと調べると、民間の介護士さんと介護福祉士の間では5万円ぐらい給料が違

うという例もありました。今度、先ほど田利議員も言っていましたように、特別養護老人ホームも建設されて、よい施設になっていただきたいという町民の願いであります。そして、国内では様々な、それは老人ホームだけではございませんが、保育所でもそうですけれども、中でいろいろな問題が起きております。そういうものも踏まえた上で、明るい、安心・安全な特養をつくっていただくためにも、一番大事なのはやっぱりスタッフだと思います。そのところをしっかりと考えていただいて、何とか介護福祉士さんも少し多くなって、よい人材が、人数だけでなくよい人材が得られるように行政のほうにも頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 答弁、いいですね。

ほかに、介護保険助成費でありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） では、4目介護サービス事業助成費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目旭町ふれあいプラザ運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目高齢者等複合施設運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 7目地域支援事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 106ページ、行きます。

第3項児童福祉費の1目児童福祉総務費。

4番。

○4番（榊原深雪君） こちらにあります、伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金等一体的実施事業というのがありますが、これはどのような、今までの支援と

どのように違っていますでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 答弁、福祉課長。

○福祉課長（保多紀江君） 予算説明資料の27ページのほうに項目は書いてございますけれども、こちらにつきましては、国の施策に基づいて全ての妊婦や子育て家庭が安心して出産、子育てができるように、妊娠期から出産、子育てまで一貫した伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するものとなっております。

具体的には、妊娠時と妊娠8か月頃、それと出生届出後に妊婦さんとか産婦さんと面談をして、必要な手続やサービスの説明を行って相談を受けるというようなことになっております。

こちらにつきましては、もう既に町のほうでも妊娠時、それと妊娠8か月頃と出生後の赤ちゃんの訪問とか、そういうことはやっております、各種サービスの説明等も今までも行っているところなのですけれども、こういう制度がさらに伴走型ということも国のほうも言っておりますので、保健福祉室の保健師と子育て支援のほうと、さらに協力をしながら支援の必要な方をフォローしていきたいと思っております。

また、今回の伴走型のほうは、面談時にアンケートを回答していただくことで、妊娠時に出産応援ギフト5万円、それと出生後に子育て応援ギフト5万円を給付して経済的支援も図ることとなっております。

町のほうとしましては、今までも子育て応援の祝い金も出しておりますので、そちらも継続して給付して支援をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（榊原深雪君） いろいろ御説明いただきまして分かりますけれども、この伴走型支援が必要になった背景、理由ですね、それはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 現在は、やっぱり核家族化といいますか、そういうものが進みまして、結婚して出産される場合にも身近に支援をしてくれる親御さんといいますかね、がいないとか、知り合いも少ないとか、そういうこともありまして、妊娠期からやっぱり悩む方がいろいろいらっしゃるのかなというふうに思っております。

また、子育てをどういうふうにしたらいかが分からないというような悩みを持っている方とか、また社会状況が変化していることで様々なことが、要因が絡んだ心配とか不安を感じている方がいらっしゃるのかなというふうに思います。

それで、こういうように寄り添って一緒に応援して支援していこうというので、相談支援というのがあるのかなと思いますし、また、コロナということもありまして、コロナとか、あとあれですね、経済的な不安というのがあって、お子さんが少なくなってきた、お子さんを産む方が少なくなってきたということの支援ということで、この出産ギフト、子育て応援ギフトというものの経済的支援ができたのかなというふうに考えております。

○委員長（高道洋子君） 4番。

○4番（榊原深雪君） 福祉課長の御答弁のとおりだと思いますけれども、今本当に周りに相談する相手がいない、孤立している人が増えているということが大きな課題かなと思っているところです。これからも孤立を解消するための伴走型支援は家族や企業や脆弱化していく時代において、本当に必要な支援であると思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。終わります。

○委員長（高道洋子君） 次、ほかに児童福祉総務費。

進藤委員。

○3番（進藤晴子君） すみません、関連して一つだけ質問いたします。今のところ

です。

職員手当のところに時間外手当、夜間、休日勤務手当というふうに書いてあるのですけれども、身近で寄り添った伴走型の支援というのは夜間も対応するというのでよろしいですか。

○委員長（高道洋子君） 福祉課長、答弁。

○福祉課長（保多紀江君） 現在のところ、夜間に窓口を開くとかは考えておりませんが、職員手当の項目の名称でございまして、一括してこの時間外と夜間と休日勤務手当という名称になっております。

ただ、親御さんとかが5時以降でなければ相談に来られないとか、そういう場合については随時対応しておりますので、この項目にかかわらず必要なときには対応させていただきます。

以上です。

○委員長（高道洋子君） いいですか。

ほかに、児童福祉総務費、いますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次、2目児童医療費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目子どもセンター運営費、いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目へき地保育所費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目児童福祉施設費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目学童保育所運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 7目児童発達支援センター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 8目子育て支援費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） では次、120ページ行きます。

第4款衛生費に入ります。

第1項保健衛生費の1目保健衛生総務費、質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目予防費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目患者輸送車管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目環境衛生費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目合併処理浄化槽事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目町営温泉浴場運営費、いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 128ページへ行きます。

第2項清掃費の1目清掃総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目じん芥処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目し尿処理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第3項1目水道費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 第4項1目病院費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 132ページへ行きます。

第5款労働費に入ります。

第1項1目労働諸費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目単身者住宅管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 134ページ、第6款農林水産業費に入ります。

第1項農業費の1目農業委員会費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 2目農業総務費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目農業振興費。

1番。

○1番（多治見亮一君） 139ページの農業担い手育成支援事業、説明資料29ページですね、でお尋ねします。

141ページですね。

担い手の支援事業に、単純なことなのですが、交付金と補助金というふうに分かれていますのですが、この違いをまず説明していただきたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 交付金につきましては、国、北海道から支出されるものとなっております、補助金につきましては町単独で補助するものでございます。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（多治見亮一君） 次に、これに該当する人数というかを教えていただきたいというふうに思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 予算説明資料には人数は書いてあるのですけれども……

（「ダブってないの」と呼ぶ者あり）

こちらで言うところの、例えば新規就農者経営開始奨励金というのは、これ国から交付されるのですけれども……、これは町から支給されますけれども、その下の新規就農者育成総合対策費事業の経営開始資金、こちらのほうは国から出て、これは重

複というか、町は年間で200万円出すと、総額で200万円経営開始出すのですけれども、そのうちの150万円がこちらの国の事業を活用しまして、残りの50万円を町が単費で出すと、合計の200万円出すということで、重複になるかどうかですけれども、それを合わせた200万円ということで出すということにしてございます。

それと、実習奨励金、上から2番目の実習奨励金につきましても、そうですね、それにつきましても、やはり国のお金も活用した中に出しますので、それについては年間180万円出すのですけれども、国からは150万円が出ると、該当する方には国から150万円、そして町からは30万円という形になります。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（多治見亮一君） あと、新規就農者の今まで現在までの実績、ちょっと教えていただきたいと思うのと、あと新たに就農予定されている方がどのぐらいいるのか、あと見込みというのかな、将来的にどうなのかも含めてちょっと聞きたいのですけれども、よろしくお願いします。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今現在、今年の令和5年1月に就農した方も含めまして、一応22名、22組の方が新規就農されています。

今後ですけれども、令和5年度のうちに2組の方が就農する予定になってございます。あともう1組の方が今実習を受けているということで、2年以内ぐらいには就農されるのかなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（高道洋子君） 1番。

○1番（多治見亮一君） 分かりました。

昨今の情勢だと、農業の就業するというのはかなり厳しくなっているのかなと思う

のですけれども、将来的にやっぱりやめる方と引継ぎしてやっぱり入っていただかないと、農業が衰退するというふうに思うのです。その辺の考え方というか、働きかけというか、そういうふうな、今3名いるけれども、その次に向けてどのような施策というか、取っていったらいいとか、そういうふうに考えていらっしゃったら、ちょっと教えていただきたいなというふうに思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 新規に就農される方というのは、やっぱり離農される方がいて初めて入れるのですけれども、その離農される方というのはいろいろタイミングがございまして、やはりされるタイミングのときにやっぱりちょうどいい候補者がいれば一番いいのですが、なかなかマッチングするのもなかなか難しいところではあります。候補者の方も一応募集をかけたりにしてありますし、例えば新規就農フェアですとかということで、札幌へ行って新規就農希望者を募ってくるですとか、東京にもそういうことがあって行ったりということもあって、そういうところで募集をかけて、一応来てもらって研修してもらうというふうに、候補者の方についてはそういうふうな制度でやってきております。

また、直接問合せも来たりするので、そういう方につきましても、電話等ですけれども、対応しながら一度足寄町に来てもらって現状を知ってもらうというふうに形で、新規就農志向者の方にはそういう形で対応をしております。ただ離農される方につきましても、やはり一度やっぱりこちらにも相談をしていただかないといけないし、急に離農するからすぐ就農者入れてくれといっても困るので、そういう方についてはなるべく早く離農する意思表示をしていただきたいかなということ考えております。

○委員長（高道洋子君） よろしいですか。

ほかに、農業振興費ありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 142ページ、4目畜産草地費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 5目農地費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 6目農地流動化推進事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 7目営農用水道等費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 8目町民センター運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 9目畜産物処理加工施設運営費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 10目多面的機能発揮促進事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 152ページへ行きます。

第2項林業費の1目林業振興費、質疑はありませんか。

7番高橋委員。

○7番（高橋健一君） 質問いたします。

予算書153ページ、森林環境推進事業とその下にある森林環境譲与税基金積立金、説明資料では41ページになります。

まず素朴な質問なのですけれども、この予算書に森林環境推進事業がありまして、その説明が41ページにあります。しかし、この予算書のその下に森林環境譲与税基金積立金というのがありまして、どちらが本物の森林環境譲与税なのか分かりません。このからくりを教えてください。素朴な質問です。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答

弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 森林環境推進事業なのですが、こちら森林環境譲与税を活用して行うものですが、今年の令和5年が約5,700万円ほどを譲与税で譲与されるということと、令和4年度で執行残があります。それを組み合わせたものが森林環境推進事業費となっております。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） ありがとうございます。

そうすると、たくさん使えるということですか、次年度は。分かりました。

それでは、その森林環境推進事業について、御質問いたします。

森林環境譲与税についてですが、これ調べましたら、国費500億円でそれが私有林の人工林面積5割、林業就業者数2割、市町村人口2割の比率でこれが分配されると、配分されるということによろしいのでしょうか。

そして、この中心になる内容は専ら私有林整備のために使われるということの認識でよろしいのですね。私有林ですね。

そこで質問しますが、41ページの資料に備品購入費、公用車、巡視車というのがありますね、譲与税を使ったものだと思うのですが、これは私有林に関係あるのか、ちょっと譲与税の対象になるのかどうか、ちょっとお尋ねしたい。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） こちら巡視車なのですが、森林を管理する場合については私有林になるのですが、そちらを監視する者に使うということで、一応対象にはできるというふうには聞いておまして、こちらは今まで巡視車として使っていた車があったのですが、それが今9月かそれぐらいからもう動かない状態で、新しいものに更新しなければいけないということで、今この予算を上げさせ

ていただいている状況でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） これは私有林対象ということ、これは町のものなのですね。この巡視車というのは町のもので、いわゆる私有林を所有している人たちが勝手に使ったりするような車ではない。いわゆるこの譲与税をちゃっかり町が頂いたという、そういうことではないのですか。分かりました。

それから、最近話を聞くのですが、町有林事業ですね、素材とか立木販売について、大半が他町村の業者が落札しているのではないかとといううわさを聞いております。それについて、やはり足寄町内で消費を循環するというのが私は理想だと思うのです。きっと町もそういう方針だと思うのですが、こういう内容について、この予算にどういうふうに取り込まれているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。この予算に、いわゆる足寄町を大事にした、そういう予算の編成になっているかどうか、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、副町長。

○副町長（丸山晃徳君） 答弁させていただきます。

立木の売払収入につきましては、高橋議員仰せのとおり、町内、町外の指名業者に入札をさせていただいて、落札されている業者は確かに町外の方が主流になっております。どこまで言えるのか分からないのですが、町内の業者の方と実際に落札された価格の差額はかなりの差額があって、それを町内限定にしてしまうと町の収入としての部分でもかなりの影響力があるので、やはり実利という部分では広く買手を募集するのがよろしいかなと考えもしています。

昨年も井脇副議長から立木の売払収入をどのように予算で見込むのかというお話で、ある程度予算化しないのかと、計画は

立てないのかというお話もございまして、今回も財産収入の立木売払収入で乗せるべきかどうかというところで、査定の中で担当課、担当室含めて検討したのですが、なかなか伐期は来ているのは結構あるのですけれども、ではそこでいつのタイミングでどれだけやるかというところは非常に難しいというところで、予算としてきちんと財源確保として収入を見込んだ見積りができないのであれば、結果論として落ちた金額で後追いで予算化するという形、これまでも取っていたやり方が現状では、見込んで歳入をふかすという言い方あれなのですけれども、計上しないで手堅く予算化したほうがいいんじゃないかというところで、今年度も歳入予算を立てていないところもございまして、売り時、売る面積、売る木を適時に適切な量で売ることは当然なのですけれども、それを予算化していないと。これまでどおり歳入の確保ということでしたら、広く業者さんに募って売っているというところで、財源のその歳入につきましては、立木売払収入については一般財源ということで、交付税と同じような感じで使い道が自由な形で、歳入として計上されて、今回3月の補正でいえば立木の売払収入を数千万円計上させていただいて、それはつまるところでいったら、財政調整基金を取り崩さなければいけなかった予算の令和4年度のやつが、取り崩さなくてよくなったということで、貯金が確保できたというような形で、財政的な部分では貯金の安定的な留保というような形に結びついてるところもございまして。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） 喜んでいいのか悲しんでいいのかちょっと分かりませんが、やはり何とか手だてを打って、やっぱり町内の消費というのを循環させる、そういうようなまちづくりをしていただきたいなというのが希望であります。

それからもう一つ、森林環境譲与税の活用の中で、人材育成や担い手確保の推進というのがあります。これは前々回に井脇副議長もおっしゃっていたことだと思うのですけれども、数日前ですかね、テレビ見ていましたら、旭川の森林学校ですね、その紹介がありました。北の森づくり専門学院、略称もありまして、北森カレッジというのだそうです。定員は40名だったかな。そして、18歳から40歳ぐらいまでの方がちゃんと勉強されてまして、そして何と驚いたのが卒業生の求人が物すごい高いのですよね。1人につき20人ぐらいの会社の求人があるということで、相当期待されていると。この学校2年ですけれども、すごいたくさんの資格が取れるのですよね。これは何か見てすばらしいな、自分ももう一回入って勉強したいなというぐらい感動を覚えたわけですよ。だからこういうものを含めてやっぱり人材確保について、少し予算を組んでいただきたいのですよね。それで、今回の予算ですね、このいわゆる人材育成や担い手確保の推進について、どのような予算をつけていらっしゃるのか、お尋ねします。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今回、担い手確保の支援事業といたしましては、人材育成の支援ということで30万円ほどと、あと林業の就業者の方がやはり町内で就業している方に対しての家賃の助成ということで約550万円ほど予算をつけてございます。

○委員長（高道洋子君） 7番。

○7番（高橋健一君） 何といたっても今林業がちょっと明るい、町の中でも非常に明るい兆しが見えているところだと思います。何とか皆さん、町もバックアップして、林業を盛り上げていただきたいと思えます。本当に足寄町にとっては、一条の光が差しかかって、差しているような感じが

します。どうぞ町としても予算をつけて頑張ってくださいと思います。

以上です。

○委員長（高道洋子君） ほかに、林業振興費。

木村委員。

○11番（木村明雄君） それでは、林業振興費152ページ、予算説明資料については39ページであります。

野生鳥獣駆除対策事業についてお尋ねをいたします。

有害鳥獣駆除報償金について、エゾシカ1,800頭とありますが、これについてはちょっと穏やかな頭数ではないなという気がいたします。10年ほど前については、千二、三百頭だったと記憶しておりますが、1,800頭になったということについては、近年エゾシカの繁殖、頭数が増えているのか。また、被害総額がどう推移しているのか、その辺からお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） エゾシカの捕獲頭数なのですけれども、令和元年度で雄雌で1,405頭、令和2年度で1,774頭、令和3年度で1,714頭ほどの捕獲を行っております。被害額なのですけれども、令和元年度9,270万円ほど、令和2年度が9,740万円ほど、令和3年度が9,800万円ほどとなっております。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） ということは、やはり少しずつまた被害額についても増えてきているということになるかと思えます。

ここでまた次の質問をいたします。

今聞いたのは農業被害ということなわけなのですが、農業被害ばかりでなくして林業被害もきつとあると思うわけなのですよね。そこで、まずはエゾシカというのは群れをなす、本当に頭数が多い形の中

でやはり被害が多くなるということになるかと思えます。まず植林をした後の苗木の新芽を食べてしまう。それから、冬季間、冬季に立木の皮をむいて食べてしまう。それからまた、さらに角を木にこすりつけて木の皮をむいてしまう、そして夏には枯れてしまうというようなことがあるわけなのだけれども、この林業被害について調べているのかどうなのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 林業被害につきましては調査はしてございません。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） やはりこれからは林業被害についても被害は被害だということになると思うのですよね。やはり日本で本当に山を持っている一番大きな町は足寄町だと言っているくらいですから、やはり林業被害についても、森林管理局または森林組合、これらとも連携を取り合いながら、これからはやはりこの調査といいますか、これをやっぱりしていただきたいものだなと、そんなふうに思うところがあります。これは後から、また答弁を頂くわけなのだけれども、次に進んでいきたいと思えます。

ここで、エゾシカの報償金が6,000円とありますが、実質ほかの報償金もあると思うのですよね。これらについて、現在1頭当たり幾らになっているのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） エゾシカにつきましては、北海道のほうから報償費が出ていまして1頭当たり7,000円プラス町と農協から3,000円ずつの6,000円ということで合計1万3,000円ということになっております。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 1万3,000円と聞いておりますが、ここで残滓の分というか、これについては予算を取っているのか、これについては予算を取っているのか、その辺もお願いをいたします。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 残滓の処理料ですけれども、こちらでも予算を取っておりまして、年間に大体120万円ほどの予算を取ってございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これは120万円ぐらいは取っているのは仕方ないのかなと思うけれども、できることだったら、適正な処理をする、死骸についてね、適正な処理をするということを聞いております。そうすれば、これだけの120万円、これでもやっぱりちょっと多いのかなと、私はそんなような気がするわけなのだけれども、これはやはり取っておかなければならないのかなという気もいたします。

それでは、次の質問をいたします。

エゾシカ、キツネ、タヌキ、アライグマ、ハト、カラス、ヒグマ、これらの報償金について、現在、労賃それから燃料、そしてまた銃器の弾、火薬というのかな、それぞれ関係するものが価格高騰をしているわけですが、この報償金、いつ頃からこの報償金の設定になっているのか、これについてお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、経済課長。

○経済課長（加藤勝廣君） ちょっといつからというのはちょっと分からないのですけれども、かなり前から同じ額ですと推移をしているということでございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これもちょっと調べておいてもらいたいものだなと思えます。というのは、今ここで有害鳥獣駆除員というのかな、高齢化が進み、そしてハン

ターが減少している中で、やはり専門分野で生活のできる、意欲を持って安心して取り組める、そういう体制づくりをしていかなければならないと私は考えるわけなのです。そこで、この物価高騰の中、今後報償金の値上げをやはり強いられると思うわけなのだけれども、この辺についてちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） この報償費の関係につきましても、猟友会のほうともいろいろ相談はされているので、猟友会のほうからもう少し上げてほしいだとか、そういった要望があれば今後検討していきたいと考えております。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。これはそのうちにきっと来ると思います。

それでは、次の質問をいたします。

アライグマについてもお伺いをいたします。これについては、私たちには大した今までなじみがないという動物でありました。それで、昔から北海道に住み着いていたものなのか、またはペットとして飼われて、これが外来種で野生化したものなのか、その辺分かる範囲でお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） アライグマにつきましてももともと北海道にはいなかった動物でございまして、ペットとかそういうところで飼われたものが野生化して繁殖して広がったということでございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） このアライグマはペットとして小さいうちから、目もそして顔もしぐさも本当にかわいいということで、皆さんそれぞれに飼っていたのだと思うわけなのですけれども、これが大きくなると憎たらしくなってだんだんと凶暴に

なってくる。そんなわけで飼い主にもかみついてくるというようなことで、やっぱり諦める人がやっぱり増えてきてこんなになったのかなと、私もそんなことを考えております。

ここで、説明資料によるアライグマ捕獲数、これについて、まず足寄町でいつ頃から住み着いたのか。そして、今年間に幾らぐらい、何匹というのか、捕れているのか、捕獲しているのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） アライグマが最初に捕獲されたのが令和2年です。令和2年、それまで捕獲されなかったの、見たという方はいたのですけれども、実際にそれが本当なのかどうかの確認できなかったのですが、実際確認できたのが令和2年で3頭の捕獲となっております。

令和3年度が4頭の捕獲というふうになってございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これは2年から、今まで、その前はいなかったということですね。それが2年、そして3年と増えてきている。これからもきっとこれ増えていくのかなという気がいたしますけれども、これはキツネやタヌキと同じぐらいの金額の報償金なのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） キツネ、タヌキ、アライグマは同じ金額となっております。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） 分かりました。

それでは、次の質問をいたします。

我が町足寄町は、阿寒摩周国立公園が隣接する町であります。公園内では捕獲は禁じられております。これらが山から下りて

きて、林業、農業に悪さをすると。これを守るためにも油断をすることなく、1頭でも多く捕獲を続けていかなければならない宿命に我が町はあるのだと、そういうふうには思っておるところでございます。そこで、この有害鳥獣駆除員というのかな、ハンターは今この足寄町に何名ほどおられるのか。そしてまた、各方面にやはりハンターそれぞれにいななければならないと思うわけなのですよね。そこで芽登、大誉地、螺湾、稲牛、茂足寄、この方面にハンターが足りているのかどうなのか。そこに出たよといったときに、すぐ対応できるのかどうか。それだけのハンターがいるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今現在ですけれども、大誉地のほうにもおりますし、阿寒方面もおります。ただ、今現状で芽登方面の方が結構な高齢な方になっておまして、そこについては今年度なのですけれども、新しい方、去年ですか、違う、令和4年に移住されてきた方がそちらのほうに入って、芽登のほうで新たに駆除員として活躍してくれるというふうには伺っております。

今現在の猟友会のハンターの人数なのですけれども、51名というふうになっていきます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これはあと10年ぐらい、例えば前だったらこれは本当に51名どころがまだまだいたのだと思うけれども、だんだん少なくなっている。今そのうちに皆さん高齢化社会を迎えて、鉄砲持つだけでもふらふらしてしまうというような人になってくるのだと思うのですよね。

まずここで次の質問をしたいと思います。

ここで、特に今皆さんにお伺いしたいと

思っていたことがあります。それはエゾシカ侵入防止柵についてであります。我が町足寄町は自分住んでいて、面積は本当に改めて広い町だなど、そんなふう思ったところでもあります。平成8年から平成24年までの16年間にわたり、農業生産体制強化推進対策事業、それから畜産再生総合対策事業、中山間地域農村活性化整備事業、畜産振興総合対策事業、鳥獣被害防止総合対策事業、これらのあらゆる事業を展開し、国庫補助金、道費補助金、町補助金、それらを合わせて総事業費23億5,000万円でエゾシカ侵入防止柵、総延長距離624キロを町内全域に張り巡らせたわけですが、これでエゾシカ侵入防止柵、これが完全に張るのが終わったのか、それともまだ延長するところがあるのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） エゾシカの侵入防止柵なのですけれども、新町の一部で地権者の了解が得られなくて一部張られていないところが1か所あるのと、あと芽登の道道の上士幌へ行く道、清水谷線というのですか、あそこの上士幌側がずっと張られていないと。なぜかという、そこには畑がなく、基本的には畑に張りつけて張るものですから、畑がないのでそこについては張られていないということでございます。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これ、畑がないから張れない、張られていないということなのだけれども、もし被害が多くなっていくということになれば張れるのかどうなのか、ちょっとその辺もお伺いしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 補助金上でいけば、畑に侵入しないように張るものです

から畑が張りついてなければ張れないのですけれども、上士幌町側で実は畑があるので、上士幌町側では張られていないので、上士幌町側で張られれば一応は入ってこないという形にはなるのですけれども、そこがまだ張られていないと。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これはどうしようもないね、そうしたらね。分かりました。

極端なことを言いましたら、足寄から札幌までの区間を往復する、それほどの総延長距離ですね。ここで私の心配していることは、取り越し苦労でなければいいわけなのですけれども、まず今から10年、15年前になるかと思えます。その頃、鹿侵入策を施工するに当たり、鉄支柱で侵入防止柵をつくってあればよかったわけなのですけれども、それには膨大な経費がかかるというようなことで、経費節減のためにカラマツくいというのかな、カラマツ材でつくったわけなのですよね。カラマツくいに防腐剤を注入をして、そしてそれでこの長い距離をつくっていたわけなのだけれども、それが現在10年以上経過し耐用年数が来ていると考えるわけです。このまま近年このカラマツくいが腐れていくということになれば、将棋倒しのように本当に崩れ落ちる、崩壊してしまうというおそれが生じると思うわけなのだけれども、これについてどのような考えで今進んでいこうとしているのか、その辺ちょっとお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 経済課長、答弁。

○経済課長（加藤勝廣君） 今鹿柵の管理については、西足寄地区の鹿柵の管理協議会のほうと足寄地区の鹿柵の管理協議会ということで、二つの協議会が管理していただいておりますけれども、やはりそういったところで話し合っていて、今後の多分大幅に壊れた場合とか災害で壊れた場

合は町の補助金もあつたりして多少は直せるのですけれども、それがあまりにも大きいとやっぱりなかなかできないということになれば、国の補助金も更新についてもできるということになってございますので、国の補助金も活用しながら、そういった整備の要望があればやっていけたらなというふうには考えております。

○委員長（高道洋子君） 11番。

○11番（木村明雄君） これはやっどこまで莫大な金をつぎ込んで、そして鹿侵入防止柵、これをつくってきたわけなのだけれども、これが一気に今くいが、これ木でつくったくいですからどんどん腐れていってばらばらと壊れてしまうおそれができてくると。これについては、一日も早く早急に要所要所にでもいいから、やはり鉄柱を入れる、もしくはコンクリート柱を入れる、それらをやはり考えているのかどうなのか、もう一度町長からもそれはお伺いをしたいと思います。

○委員長（高道洋子君） 答弁、町長。

○町長（渡辺俊一君） 鹿柵の関係でありますけれども、何か新年度予算の中には全く見てないですけれども、実際に先ほど経済課長のほうからもお話ありましたけれども、実際今維持管理については農協の中に二つ組織があつて、その中で鹿柵の維持管理をしていただいているということになっています。その中で、一気に壊れているところではなくて、少しずつ壊れているところについては、毎年毎年の補修をやっているという形になっていまして、今段階で一気に壊れてきているというようなお話は聞いておりません。そういうことから、今段階ではこれからも適切に維持補修といいますか、そういうのを毎年毎年やりながら、なるべく今あるものを長く使えるようにということで維持管理をしていくというのがまず第一かなというように思っています。

しかしながら、いずれかは本当に壊れて

改修をしなければならないとかという時期が、全体的に改修しなければならないという時期が来るかもしれませんけれども、そういったときにはまた更新の補助があるということですので、そういったものを活用しながら鹿柵の侵入防止柵、やらなければならないのかなというように思っています。

ずっと僕も、これまた随分若いときの話ですけれども、広尾のほうから漁網をもらつてきて、漁網を張つたりだとかというところから始まっています。その後、のり網になったり、それから電気木柵みたいなのを使つたり、そして今の鹿柵になってきているのですけれども、やっぱりそれもかなりの期間かけながらやってくるということですので、仮に更新しなければならないということになってくれば、やっぱりそれも一定程度状況を見ながら、少し時間をかけて更新していくというような形に将来的にはなっていくのではないかなと考えているところであります。

以上でございます。

○委員長（高道洋子君） 11番、よろしいですね。

林業振興費、ほかに。いいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 次、行きます。

2目林道維持管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 3目町有林管理費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（高道洋子君） 4目水源林造林事業費。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## ◎ 延会宣告

○委員長（高道洋子君） それでは、本日はこれにて延会としたいと思います。

以上です。

午後 3時29分 延会

令和5年第1回足寄町議会定例会予算審査特別委員会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会予算審査特別委員長

足寄町議会議員

足寄町議会議員